
平成25年 第54回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

平成25年 9 月18日（水曜日）

議事日程（第 5 号）

平成25年 9 月18日 午前 9 時開議

日程第 1 第81号議案の撤回の件

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 第81号議案の撤回の件

日程第 2 一般質問

出席議員（13名）

1 番 小 林 和 男	8 番 藤 森 正 晴
2 番 立 石 富 章	9 番 廣 納 良 幸
3 番 高 橋 省 平	11番 藤 原 日 順
4 番 松 山 陽 子	12番 成 田 政 敏
5 番 藤 原 裕 和	13番 山 下 皓 司
6 番 宮 永 肇	14番 安 部 重 助
7 番 赤 松 正 道	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤 田 俊 一 主査 ————— 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 山 名 宗 悟	地域振興課参事 —— 小 林 一 三
副町長 ————— 細 岡 重 義	地籍課長 ————— 藤 原 靖 彦
教育長 ————— 澤 田 博 行	上下水道課長 —— 坂 本 康 弘
会計管理者兼会計課長 橋 本 三千也	健康福祉課長兼地域局長
総務課長 ————— 前 田 義 人	————— 佐 古 正 雄
総務課参事兼財政特命参事	病院事務長 —— 細 岡 弘 之

情報センター所長	———	太田俊幸	病院医事課長兼総務課長
税務課長	———	村岡悟	浅田譲二
住民生活課長	———	玉田享	病院総務課副課長
地域振興課長	———	足立和裕	藤原秀明
		野村浩平	教育課長
			谷口勝則
			教育課参事
			藤原良喜

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

心配されておりました台風18号につきましても大変大きな雨が降ったわけですが、幸いにして神河町では被害が出なかったということで安堵しておるわけですが、今後まだまだ台風シーズンでございますので、いかなるときにそういう災害が起きるかわかりません。気を引き締めてこれからも務めていきたいというふうに思います。

また、先日、16日の朝から鍛冶区のほうで老人の方が行方不明となっておられます。そういった中で消防団、また警察等が一生懸命捜していただいておりますけれども、その手がかりがまだつかめてないということでございます。一日も早く元気な姿で帰ってきていただきたいというふうに思うわけでございます。今後の捜査もしっかりと見詰めていただきたいというふうに思いますので、皆様方のまた御協力もよろしくお願いしておきます。

午前9時01分開議

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、第54回神河町議会定例会の第5日目の会議を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、建設課長が先日、大雨の災害調査で現場に行かれた際に倒れられてけがをされたというふうに聞いております。現在入院加療ということでございますので、本日、本会議欠席されますが、御了承願いたいと思います。

また、日程に入る前に、総務文教常任委員長のほうから第81号議案について審査の経過報告をここで求めたいと思いますので、総務文教常任委員長、お願いいたします。

○総務文教常任委員会委員長（成田 政敏君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長からお話がありました第81号議案を過日、9月10日、総務文教常任委員会付託を受けました。その件につきまして、81号議案は撤回ということで処理がされたので、その経過を説明、報告をさせていただきたいと思います。

9月10日に開催をいたしました。一応総務文教常任委員会は全員出席、行政も町長以下幹部、管理職全員出席のもとにおいて慎重に審議をしたわけでございます。

議題は、平成25年度神河町一般会計補正予算（第2号）ということでございます。審査の内容といたしましては、今申し上げましたとおり補正予算（第2号）というこ

とでございますが、結論は町長より原案撤回の申し出があり、審議打ち切りといたしました。

審議打ち切りに至る経過について報告をいたします。

議案撤回、審議打ち切りの原因となったのは、補正予算、6款商工費、1項商工費、3目大河内高原整備費、9節旅費の27万3,000円の追加補正であります。

この補正は、県の観光プロモーションで中国に4人の職員が1人10万円の参加費で出張する計画であったものが、中国との外交の諸問題にて中止となったことで、アメリカのワシントン州シアトルに行き先を変更し、実行されたものであります。

県の外郭団体から、今回の観光プロモーション事業は、知事も参加されるので神河町もぜひ参加してほしいとお誘いがあり、40万円の本来予算枠で設定しておいたものが67万3,000円ということで27万3,000円のオーバーということになるんですが、そういう状況の中で2人に出張命令を出したものであります。

結果として普通旅費27万3,000円が年度末までに不足するので、追加補正に上げたというのがその理由でありました。

出張に関しては、行き先、人数、旅費の総予算枠内執行については、行政当局の権限であり、本来議会審議にかける必要がないわけではありますが、このたびのシアトル行きを実行すると総予算の枠の中で27万3,000円が不足すると、こういうことで補正に上げたということでありました。

ここまでの話であれば、補正を承認すれば事が済むわけではありますが、このたびのシアトル出張は8月16日から22日の7日間で委員会開催当日、既に実行済みでありました。したがって、補正予算が審議されるまでに事業は実行されていたという事実が判明したわけであります。

これは予算執行の手続上、事前執行となり、明確なルール違反であります。

委員会としては見過ごすわけにはいかず、ルール違反は明確なのでこの普通旅費27万3,000円の追加補正は認められない、については一部修正すべしとの動議が出ましたので、一旦休憩をとり、この取り扱いについて議員間討議を実施したわけであります。

この問題については伏線がありまして、8月20日の総務文教常任委員会の事務調査の委員会において、アメリカ出張の補正予算27万3,000円は既に実行済みであること、8月6日の民生産業常任委員会においては、この件については、中国行きは中止となり、アメリカのシアトル市に変更し実行することになり、27万3,000円の補正予算を提案したい旨、口頭報告があったが、8月16日から行くということは正規の報告がなかった、なされなかったと、この2点について事実を把握いたしておりまして、この件について、8月20日の総務文教常任委員会において担当の地域振興課長を呼び、事実確認をすると同時に、このようなルール破りをしたことについて、強く注意をいたしました。かつ、このような補正予算の追加は認められないことも指導いたしましたわけであります。

以上のような状況の中で、このたびの補正予算に27万3,000円の追加が提案されたわけであり、この状況を踏まえて、ルール違反とあわせて議会軽視が明確であり、これは承認することはできないとの議員間討論の結論を得たわけであります。

議員間討論を終え、審査を再開いたしました。

再開の冒頭町長より、このたびの不手際は、私の指導の至らなさから発生した問題であり、まことに申しわけございませんとの謝罪がありました。さらに今後このようなことは一切発生しないよう管理指導を行うこと、万が一発生した場合は私が一切の責任を負うとの覚悟ある発言をいただきました。

町長の冒頭の謝罪と、今後の再発防止の決意を聞いた後、各委員に補正予算の取り扱いを再度確認いたしましたところ、町長の反省と再発防止の決意がなされたので原案を承認してはどうかと一部の意見が出ましたが、多数意見は修正の動議を支持するとの意見であり、委員長として、執行部にこのたびの補正予算は、原案を取り下げて修正再提案を検討されたいとの意見を申し述べたところ、執行部より補正予算につきましては取り下げて修正し、再提案させていただきますとの発言がありましたので、一般会計補正予算（第2号）はその段階で審議打ち切りといたしましたわけであります。以上が経過でございます。

なお、普通旅費27万3,000円を除く他の補正項目につきましては、十分審議を尽くし、妥当であると確認していますことをあわせて報告をいたしておきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ありがとうございます。以上で総務文教常任委員長の報告は終わります。

早速、日程に入ります。

日程第1 第81号議案の撤回の件

○議長（安部 重助君） 日程第1、第81号議案の撤回の件を議題といたします。

第81号の撤回の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第81号議案の撤回の件。

第81号議案の撤回の件について、御説明申し上げます。

本議案は、神河町一般会計補正予算（第2号）でございますが、去る9月10日に開催されました総務文教常任委員会での審議を踏まえ、6款商工費、1項商工費、3目大河内高原整備費、9節旅費の増額補正について再考するため、撤回いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第81号議案の撤回の件を許可することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 異議なし、多数と認めます。よって、御異議なしと認め、第81号議案の件を許可することに決定しました。

ここで私のほうから一言発言させていただきます。この件について議長として発言いたします。

議会は執行部に対して、重要な政策や事業について企画段階から議会と協議するとともに、その計画変更についても事前に議長、担当常任委員長に報告するよう、再三にわたり要望し、申し入れを行ってきたところであります。

しかしながら、そのことが徹底されず、このたびの補正予算と執行についても手続にルール違反ともとれる不手際があり、提出議案の撤回という結果となり、大変残念ではありません。

そこで本会議の場において、再度申し入れを行います。今回のようなルール違反を今後繰り返さないためにも、事の重要性と認識の高揚を強く申し入れておきます。以上です。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第2、一般質問であります。

町の一般事務について、質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可いたします。

なお、議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、一般質問は一問一答方式で行うこととし、議員1人につき、質疑、答弁合わせて60分以内となっております。60分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらず、議場内ブザーによりお知らせし、議長により発言をとめますので、念のため申し入れておきます。

それでは、通告順に従いまして、1番、小林和男議員を指名いたします。どうぞ。

小林和男議員。

○議員（1番 小林 和男君） おはようございます。1番、小林です。本日は、全部で2点の質問をしたいと思っております。1番目として銀の馬車道中村・栗賀の町並みににぎわいを、2番目に新野駅東口駅前からしんこう大橋までの歩道管理の充実を、以上2点の質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

1番目の質問ですが、概要を言いますと、中村・栗賀町地区の商店街の活性化を図るため、次の5点の案を提案します。

1、越知川自転車下りコースの中に商店街を組み入れる。2、銀の馬車道ののぼりを立てる。3、銀の馬車道街道筋に屋号ののれんをかける。4、栗賀小学校跡地に道を通す。5、旧役場跡地の一部を駐車場に開放する。

銀の馬車道の一部である、中村の観音橋から栗賀町の馬橋までの街道筋が町並み景観

地域として脚光を浴びています。明治時代につくられた生野銀山から飾磨港までの街道は近代化遺産として認識され、銀の馬車道と名づけられています。この銀の馬車道を通じて歴史ある街道筋の景観を生かし、当時をしのんでもらえる雰囲気づくりなど地域の住民が地域の魅力づくり、集客につながる計画策定に取り組んでいます。このような取り組みが認められ、県が主導するふるさと自立計画推進モデル事業の支援も受けています。そして古民家再生事業にのり、新しい店舗が近ごろふえてきています。さらに、中村・粟賀町では29軒の店が集まり、かみかわ銀の馬車道商店会も立ち上げられました。このように、地域の活性化の兆しが今こそ見えようとしております。そしてこれらの動きを後押し、サポートするのは、町政の役割です。商店街活性化のための仕掛けとして、住民より以下5点の提案要望が上がっています。

1、越知川自転車下りコースへ銀の馬車道街道商店街を組み入れる。豊かな自然景観を目当てに来た自転車下り観光客が商店街も通るようになれば、歴史的街道として別の側面にも触れる機会となり、観光内容に奥深さがふえます。そこで好評が得られれば、自転車下りの客も増加が見込めます。また、土産の購入や食事等で店に立ち寄ることで、商店街への経済効果も期待できます。コースの変更案としては、現在のあじさい橋から東に町道を通って灘波酒店の交差点を右折し、神姫バス粟賀営業所への現在のコースを変更し、農道を通り、町の裏道を経て、農協東の信号から粟賀町から中村の街道筋、町並みを観光し、最後に神姫バス粟賀営業所に到着するという案です。

2つ目の案としては、銀の馬車道ののぼりを立てるということですが、パンフレット等で銀の馬車道の説明をしていますが、やはりここが銀の馬車道ですとアピールが必要です。商店街各所に銀の馬車道ののぼりを立て、自己宣伝を図ってはどうか。

3つ目の案としては、商家ののれんを掲げるということが、パンフレットを見て街道筋を歩いてみたが、何の変哲もなく、何もなかったという声を聞きます。そこでまっせまつりでは、商店街各商店、商家ののれんを上げたところ、好評でしたので、これを常時掲げ、町並みの雰囲気を演出してはいかがでしょうか。

4つ目の案としては、粟賀小学校跡地に道を通すということです。商店街へのアクセスをよくするため、国道から粟賀小学校跡地グラウンドを経由し、銀の馬車道交流館前の交差点につなげる進入路をつくれませんか。

(5)として、旧役場跡地の一部を駐車場として開放し、観光客専用の駐車場に利用できないでしょうか。銀の馬車道を散策したくても駐車スペースがなくては客足も遠のきます。まっせまつりのときのように近くに駐車できることが第一条件と思います。

以上5点の提案ですが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長(安部 重助君) 町長。

○町長(山名 宗悟君) それでは、小林議員の1番目の御質問、銀の馬車道中村・粟賀の町並みににぎわいをということについてお答えいたします。

中村区・粟賀町区につきましては、古くから栄えた地域でありまして、明治以降も旧

道沿いは銀の馬車道の宿場町としてにぎわってまいりました。

現在のにぎわいは、国道周辺が中心となっていますが、両区におきまして、古くから残されている町並みの景観を地域資源とした、にぎわいづくりや地域活性化を図るために、兵庫県景観形成条例の歴史的景観形成地区の指定を受けるための取り組みが進められています。

また、兵庫県の地域再生大作戦の一つであります、ふるさと自立計画モデル推進事業の採択を受けまして、地域の活動の拠点であります銀の馬車道交流館運営協議会、中村区、粟賀町区、そしてことし新しく29の商店により結成されましたかみかわ銀の馬車道商店会の皆様の中からワークショップ参加者を選んでいただいて、地域活性化の計画づくりが進められているところでございます。

参加者の皆様方からは、この計画の中に取り入れるべく数々の提案が話し合われておりまして、議員御指摘の5つの提案につきましても、参加者から出されている意見でもございます。

この歴史的景観形成地区指定につきましては、平成21年度に兵庫県から、当地域の町並みの景観がすばらしいので、後世に引き継ぐためにも歴史的景観形成地区の申請をしたいとの提案を受けたのをきっかけに両区で取り組みが始まり、以来、何回も打ち合わせや会議、研修会や町歩き等を開く中で、ようやくことしの春に、それぞれの区で住民説明会が開催されて同意を得る中で、県の審議会に諮られる見通しでございまして、順調にいきますと今年度末に認定される予定でございます。

歴史的な町並みの景観を生かした地域づくりという新しい形での地域の活性化が進むのではないかと私も期待しているところでございます。

なお、具体の項目につきまして地域振興課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。それでは、御提案の1つ目の越知川自転車下りコースへ商店街を組み入れるという点でございしますが、この自転車下りは、神姫グリーンバスと町の観光協会と行政の連携の中で神姫グリーンバスが直接の窓口として取り組んでおります。このコース設定につきましては、安全第一に取り組まれていますので、御提案のコースだけでなく、他のコースも考えながら、最後はお客様を旧道に誘導しまして、できれば自転車を押しながらゆっくりと景観を楽しんでもらえるようなコース設定ができないか、関係者で検討したいと考えております。

ただ、パンフレットや看板が既に作成されておきまして、行事保険にも加入していることもありますので、機会を持って対応していただくよう町からもお願いしていきたいと思っております。

次に、2番目の銀の馬車道ののぼりを立てると3番目の商家ののれんを掲げるという点でございしますが、関連しておりますので一括で答弁したいと思います。

のれんにつきましては、自立計画モデル推進事業の計画づくりの中で、既に組み入れられておりまして、検討もされております。のれんについてですが、粟賀町区では多くの屋号が残っておりまして、既にまっせまつりの際には、今まで掲げられてきたところでもあります。中村区につきましては、屋号が残っているところが少なく、数も少ないのですが、いま一度検証し直して、随時作成していこうとされております。

しかし、のれん作成費用は高くつきますので、毎日のれんを掲揚しますと色落ちも進みます。その対応につきまして、計画づくりの中で検討いただきたいと思っております。

のぼりにつきましては、景観に合うのぼりであればよいのですが、通常使うような、薄い生地の啓発用ののぼりでは、景観に合わず、逆に景観を乱すことも考えられますので、設置場所やどのようなものならよいのか、これも計画づくりの中で検討していただきたいと思っております。

また、銀の馬車道ネットワーク協議会、これ県が中心になって行っている協会でございます、の支援によりまして来年度に旧道の5カ所の路面に銀の馬車道のシールを張りつける計画を立てています。これは、福崎町の辻川でも実施しているシールでして、馬車道であることを明示いたします。

4番目の粟賀小学校跡地に道を通すという御提案でございますが、神姫グリーンバス粟賀営業所前から国道までのアクセス道路がある中で、近接するエリアでの必要性につきまして、いま少し議論の余地があるかと思われまます。

これにつきましては粟賀小学校跡地の利活用の検討にも関係してきますので、今後どのような目的で小学校跡地を利活用するのかという関係機関の議論の中で、旧道との接続があるほうがよいのか、またないほうがよいのか等、慎重に検討するべきではないかと思います。

最後に、5番目の旧役場跡地を駐車場にとの御提案でございますが、平成18年度に行いました地域の住民を対象にしたアンケート調査では、住宅としての利用を求める声が多いものでございました。そこで、役場跡地について住宅開発業者の募集をしましたが、当時残念ながら応募事業者がなかったということもあります。

先ほどの粟賀小学校跡地の利用協議の中で、総合的に考えていくべきではないかと思います。政策調整会議では、住宅用地としての検討も行ってありますが、最終的な利用方策はまだ決めておりません。

旧役場跡地につきましては、今もまっせまつりや中村区ほたるまつり等のイベント時には駐車場として利用していただいております。旧役場跡地の道路を挟んだ北側の舗装した駐車場につきましても、町の行事で使用することはできますので、観光客の皆様にも遠慮なく御利用いただけるように、看板等の掲示を検討してまいります。

以上で小林議員への答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） 私の思いも執行部の思いもよく理解できて、双方が理解

できたと思います。前向きな御答弁をいただきました。

越知川自転車コースの変更は、安全第一というふうなこと、これはごもっともなことと思います。旧街道を自転車をついて歩いていく、これもいいことだと思います。ですからそういったことが一日も早く実現できるように御期待申し上げます。

それから2番目ののぼりとのれんのことですね。これもまっせまつりで実証済みで、のぼりとのれんは非常に好評を得ております。

のぼりに対してのイメージが逆に逆作用があるかもわからないというふうな御答弁だったんですけども、私ののぼりのイメージは今の交流館の玄関の両サイドにあるのぼり、紺色に白抜きのああいったのぼりが町並みに合うんじゃないかと思います。

また、のれんも高価なもので、毎日かければ損傷が激しいし、また雨天のときとか、そういったことも考えられますので、まずとりあえず土日だけででもテスト的に導入できればと思っております。

それから4番目の粟賀小学校跡地のことなんですけども、これは学校跡地利用と、それから旧役場の跡地の利用ということの絡みで今後の検討が必要というふうなことなんですけども、その検討していくという姿勢が見受けられましたので、実現可能なように今後、事が運ぶことを期待申し上げます。

それから旧役場跡地の大きくは住宅地予定ということなんですけども、今現在もイベントのときにはあの跡地を駐車場として開放してもらってますので、土日に限らずふだんの日でも商店街に買い物とかいろんなことで立ち寄りするのに町民の方、それから観光客は言うに及ばず、誰でも一部を開放していただけて自由に駐車場として使えるというふうな、そういった看板を設置すると、ここまで具体的なお言葉いただきましたので、これは地域の方も町民もよかったと思います。ありがとうございます。

ですからほぼ思いは通じたわけなんですけども、特に小学校の跡地に道を通すということは地域の活性化ということで地域の強い要望がありますので、これは今後の検討ということなんですけども、このことについてどれほど期待しているのかなというふうな思いがありますので、そのところもし何か具体的に前向きにお話が聞けることがあるようでしたら御答弁お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 学校のグラウンドの道路の件でございます。

町長から答弁願います。

○町長（山名 宗悟君） 学校跡地利用につきましては、御存じのとおり総務課を中心に今進めているところでございます。粟賀小学校跡地につきましては、現在も検討を、また調査を進めているところでありますが、現時点で具体的な計画は立てておりません。具体化が図られる、あるいはそういった情報が入れば、情報が入って少しでも具体的なものが見えてくればその時点でまた議会の常任委員会等で報告をさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林和男議員。

○議員（1番 小林 和男君） この1問目の質問は、ほぼ満足いける回答いただきました。

たので、2番目の質問に入ります。新野駅からしんこう大橋までの歩道の管理の充実をということでございます。

具体的に言いますと、町の玄関口と言える駅周辺の景観を向上させるため、新野駅からしんこう大橋までの歩道についての質問でございます。

1番、植え込みの整備、2、歩道の草引き、3、オーナー制花壇、以上3点を提案します。

第一印象というものは大事なもので、最初に見たときのイメージは強く残り、後々の行動に大きな影響を及ぼすと言われていています。駅前には、訪れる人が最初に見る光景です。道路がきれいに手入れされていれば、最初から好印象を持って町へ入れますが、逆に手入れがいいかげんだと、その印象は後まで残り、不安な感じがつきまといまいます。例えば、住む町を探している人にとっては、第一印象のよしあしは大きいでしょう。また、駅前の印象は観光客や来客のみならず、通勤、通学をする住民にまで及ぼします。景色がきれいだとも気分も高まりますが、景観が荒れていては心もすさみます。新野駅からしんこう大橋までの歩道については、しんこうタウンは通勤、通学が駅まで歩いて通えるということが可能として売り出しているのです。歩道整備は重要です。住民からの声も踏まえて、以下3点の案を提案します。

1つ目、植え込みの整備。東口のロータリー周辺歩道でサツキが植えられていたのですが、枯れてそのまま放置されています。踏み違えればけがの危険性があるので、コンクリート等で平らにできないでしょうか。

2番目、新野駅からしんこう大橋までの歩道の草引き、清掃を町で実施できないでしょうか。美化デーでは行き届いていない部分ですが、当該箇所は町道なので、町の仕事として定期的に管理するべきだと思います。

3、オーナー制花壇。街路樹が立ち枯れや、草むらになってしまっているところがあります。修復整備もいいですが、植樹スペースを花壇のスペースに転換するのはどうでしょうか。花壇の管理の一つの案として、オーナー制花壇という方法もあるのではないのでしょうか。1スペースごとに近隣の住民、主にしんこうタウンの住民を想定していますが、オーナーを募り、管理を任せ、自由に花を植えて楽しめるようにできないでしょうか。

以上、3点の御答弁をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の2つ目、新野駅東口駅前からしんこう大橋までの歩道管理の充実をについてでございます。私のほうからは総括的な立場でお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

駅前の環境美化につきましては、それを利用する人たちにとって、また駅前の玄関口という観点からも、とても重要な問題と考えています。また、区においてもこのような状況を御理解いただき、対応可能な部分についての御協力もいただいております。感謝申し

上げます。

ただ、いつもきれいな状態にしておくということにつきましては、かなりの費用と労力が発生することが予想されます。今後、ますます高齢化が進む中で集落対応が困難になっていくという現状の中で、町内全体における道路沿道の草刈りとか、町有地の維持管理全体の対策を検討する必要が出てまいります。

その中で1つ目の御質問にあります、東口ロータリー周辺の植え込みの整備については、8月末にサツキの撤去とレミファルトで植樹帯を埋め戻しさせていただいたところでもあります。今のところ、通行には支障がないと思っております。

また、2つ目の歩道の草引きという点については、今回は建設課職員で駅前周辺のみ除草をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 町長、オーナー制の花壇についてはいかがですか。

町長。

○町長（山名 宗悟君） オーナー制花壇につきましては、御意見として受けとめさせていただきますと考えています。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） まず1番の植え込みの整備なんですが、これ先ほど言いましたように地域の住民さんから危ないから、誰かがせんうちに早う何とか修正してほしい。それを議員さん、私のかわりに役場へそのことを伝えてほしいというふうなことで、この1番と2番は住民さんからの要望でしたので、地図に箇所をマーカーいうんか、色塗りして、その現場の写真を添えて建設課にその旨を住民さんからの要望ですというふうなことで要望しました。それから8月の終わりごろに住民さんのほうから私に電話がかかりまして、あの要望してもうた分改善できました。ありがとうございましたというふうなことがあったんですけども、私も現場行ってみたら要望はかなってありました。

そこで私は、ここで疑問を感じるんですけど、町民さんの代理として私が窓口へ資料をつけて要望提案したことなので、それ作業が終わったんやったら終わったということ私に一報、連絡があってしかるべきじゃないかと思うんです。要求した者の本人にそういったフィードバックがないということが、これ不思議なことと思います。役場は、報告・連絡・相談という課内でそういった横の情報伝達をスムーズにするというふうなことを運営指針の中に盛り込まれております。これは役場職員だけじゃなくして、議員と役場執行部でもそういった連絡体制が密でないとおかしいと思います。ただ議員が窓口来たから、それを費用もかからへん、自分らでできることやったらさっさとやってみようて、したらそれでもう終わりやないかというふうな考えでは、これはおかしいと思います。手順が違うと思います。ですからできれば、私が行ったときには建設課の課長が不在でしたので、担当者に直接そういった要件を伝えたのですが、そういったことが

執行できるんやったらせんだって要望受けた分は今から実施しますので、地域の住民さんにそのように伝えてほしいという、携帯電話でいいですから、そういった一報が欲しかったと思います。ですから全てにおいてそういったことが感じられますので、そのことについて役場はどのようにお考えになっておられるのか。

そのことと、歩道の草引き、あれはエンジン付きのロープのやつでばっとやったら終わりというふうな軽い考えでしたけども、距離がかなりありますので、それは大変御苦労さんでした。いや、やってもらったことに対してはお礼言います。住民に成りかわってお礼を言います。この件についてもそうなんです。

それから今3点目のオーナー制花壇、これは住民さんからの声じゃなしに、私が現場をずっと、住民さんから依頼を受けたときにカメラを持って現場を歩いていく中で、そういった制度があれば、全国的にあるのかなのか私も調べておりませんが、そういったことが可能であれば住民でこのコーナーは私のコーナーで好きな花植えていいんですということが認められれば住民も町の美化に協力いうんか、関心も持ちますし、そのことによって行政の管理の経費も削減されると思います。ですからましてあそこは歩道で住民が通勤、通学に歩くところですから、そういった思いつきで提案したのですが、最初の答弁に町長から答弁がなかったというふうな軽いあしらいを受けたと思います。ですからもう1回この3点について再答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 建設課職員の連絡、報告、そういったものがなかったという点については、これは以前にもそのようなことがあったかなというふうに思います。そういったことについては、日ごろから指示はしているところでありまして。しかしながら、今回もそのようなことがあったということでありまして、私自身も残念な思いでございます。そのことを職員が建設課だけに限らず職員全体で共通認識を深めて、報告・連絡・相談、これをしっかりとやるということを再度指示をさせていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

それと植え込み、歩道の草引き、オーナー制花壇ということでございますけども、御存じのとおり本日は建設課長欠席という状況でございますので、具体的な部分、建設課、担当課として主体的に動いてくれているというところではございますが、私は私の答弁として、この新野駅周辺も含めましてこれからの神河町全域共通の問題でもあろうというふうに認識をしているところでございます。確かに小林議員からの3点について具体的な提案をいただいているところでございますが、先ほども言いましたように全体的な共通した課題でもあろうかと思っております。

それは何かと申し上げますと、この事業そのものがまさしく住民との協働による町づくりということになろうかと思っております。私、就任しましてからもことしで4回目の集落懇談会を実施させていただきました。町内の町道管理、施設管理ということにつきまして、施設管理については行政が管理区域、除草作業を行ったり、中には住民の協力をい

ただいで主体的に助けていただいているという部分もございます。特にその中で町道の管理につきましては、年間2回にわたるクリーン作戦を実施をしながら、これは住民総出でボランティアということで協力をいただいています。

そしてその中でそれ以外にも町道の管理という部分について、特に除草作業については、集落内にあります町道については各集落で何とか協力していただけないだろうかということをお願いもしながら、町内各地域でボランティアによるそういった除草作業も協力いただいているところです。行政が予算を組んで除草作業に当たっておりますのは、集落と集落との間、民家がない区間の町道についての管理は町において行っているということでございます。

もう一つは、集落内の美化活動ということで本当に各集落において協力をいただいているところです。自分たちが住む地域を本当に気持ちよく、美しく、また観光交流人口をふやしていくという、そういう町の政策に準じて一緒になって取り組んでいただいているところでございます。私、就任した当時は、そういった取り組みについて何か町と、行政として応援できるものはないだろうかという御意見が本当にあったわけで、多数ありました。2年目、3年目もあったと、同じように御意見としていただいたところでありまして、何とか考えていきたいということはグループ会議のほうでもいろいろと協議もしてきてるところであります。何とかそういう頑張る地域について応援体制を組んでいきたいという思いは今持っておりますし、その具体化に向けて内部でも進めているところではございます。

しかしながら、特にことし集落回りをさせていただいたときに御意見としていただいたのは、そういった集落内の美化活動について本当に集落、高齢化が進んでいるんだということで、作業についても大変な作業になっている。何とか町のほうで実施していただけないかなという御意見がことしから特に顕著になってきているところでございます。そういうことを考えますと議員から御意見として上がっているこのたびの提案につきましても新野周辺での同じような住民からの御意見だというふうに捉えるわけでございます。

そのことから私は、特にこのオーナー制としての花壇、プランターということも今後の取り組みとしてそういうことも十分考えられるわけではございますが、現時点においては御意見として受けとめさせていただきたいなというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても高齢化が進んでいるということはもう事実でありまして、そうなりますと刈り払い機で草を刈るといっても本当に大変な作業になろうかと思えます。そういうことを町全体で考えていきたいという思いで総括的な答弁をさせていただいたというところでございます。

建設課のほうに直接出向かれて町民から聞いたんだということについて報告がなかったということにつきましては、改めて私のほうからおわび申し上げたいと思います。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） 報告・連絡・相談、それが手抜かりがあったということで町長から2度にわたってそのような認識のことがありましたので、今後はそういったことがないように望んでおりますけども、実を言いますと前の一般質問でも街灯が昼間つきっ放しであって、町民とかいろんな者がそういったこと連絡して、それを役場が即それに対応するというふうなことを提言申し上げたときに、住民だけじゃなしに議員の皆さん、誰でも気がついた人は担当課に連絡をしてもらったらすぐ善処しますよという、そういった方向性が前からもあるということは私、感じておりました。ですから東柏尾の薬神さんの下あたりの街灯が昼間ついてるところが二、三カ所あって、そのことを役場に伝えたんですけども、いつの間にかそれは直ったんです。ですから直ってたらそれでいいようなもんなんですけども、一報、連絡入れた人に連絡ありがとう、いついつ直しましたからいうふうな連絡があったら、これ私は議員やから議員はそれをするのは当然職務であるから、別にそのことに対してじゃないけども、一般の住民さん側から視点から言わせてもらいますと役場に連絡しても一方通行で、後どないなったんやわからへん。気がついたら直ったわぐらいな、そういったことなので、それが住民とのキャッチボールいいですか、町をよくしていく相互理解を得るための最低のルールだと思いますので、今後そういったことのないように、このことについてはもう答弁はいいですから、そのように進めて取り組んでいってほしいと思います。

それからオーナー制花壇について、建設課長が不慮の事故で欠席という、不在というふうなことで話が具体化が進まなかったというふうな町長の御答弁だったのですが、それでは建設副課長がいらっしゃいましたら副課長にこのオーナー制度について課内で話し合いがなされたのか、いや、もう全然無視してましたと、話し合い1回もなしにただもう何もしてありませんいうのか、そのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 一般質問につきましては、事前に質問を承っています。その一般質問につきまして課長会、管理職会議を開催をさせていただいて、この質問についてどう対応していくかということ審議させていただいています。協議しております。そういうふうな中で私のほうから基本的な考え方を述べて、そしてもし具体的なことがあるのであれば具体的な部分は記述をしてくださいよと、また課長のほうから答弁してくださいというふうにしています。そういうことからいきますとこのオーナー制度、また歩道の草引き、植え込みについて全てにおいて基本的な考え方は私のほうから指示をしています。

したがって、オーナー制度の花壇については、総合的な町の今の現状も踏まえまして、しんこう大橋だけではなくって、他の地域も含めてこれからの取り組みを具体化するために一つの考え方として受けとめさせていただこうという指示で動いておりますので、現時点でそれをいついつ具体化していきますとか、そういうところにまでは至っていな

いというところで御理解をいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） オーナー制度ということで今、町長から再び御答弁をいただきました。誰が提案したものであっても、また前例がないものでも行政にプラスになり、町の住民にとっても明るい兆し、また住民が住みやすい環境づくりになるとなれば、よいことであれば積極的に進めていってほしいということを最後に重ねてお願いして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

ここで、先ほどの小林議員の発言の中で事前、また事後の連絡・相談・報告というのが非常に欠けているという指摘がございました。この点につきましては、副町長等につきましては大変大きな責任のウエートというものがこれにあるんじゃないかというふうに思いますので、副町長の見解をここで求めます。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。報告・連絡・相談につきましては、それぞれ管理職会議におきましても徹底するように十分毎回において言っておりますが、今回におきましては課の中でのコミュニケーションがとれていなかったということで報告していなかったということにつきましては、私の指導が徹底していなかったということで深く反省しております。今後、気をつけていきたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上で小林和男議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時10分といたします。

午前 9時56分休憩

午前10時10分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、7番、赤松正道議員を指名いたします。

赤松議員。どうぞ。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。よろしく願いいたします。

まず、林業基盤の整備についてをお伺いをいたします。

林業施策につきましては、長期にわたる木材価額の低迷や林業労務者の高齢化等によりまして、多くの森林施業が、全てが放棄状態にあるというわけじゃないんですけれども、放棄状態の森林もあります。森林の環境保全を守るためにも間伐などの施業が急務であることは、皆様重々御承知のとおりであります。

しかし、現状の木材価額などの状況では施業に係る事業費の補助残について、これを林家に求めることは無理なことも理解するところであります。森林の持つ機能は、環境

保全はもとより治山治水などの防災面からも、公共の事業として取り組むべき要素も多いと考えます。特に林業基盤の整備などの林道開設は公共事業として実施すべきであるように思いますが、いかがでしょう。

現在のように木材価額の低迷しているときこそ、林業基盤の整備を促進すべき時期と考えます。なぜなら、木材の流通も活性化し木材価額なども上昇してきたときに、皆伐し売却しようとしても、搬出が困難な場所では経費倒れとなり、結局林家の所得増加に結びつかないと思います。

ことし3月に発行されました、神河町長期総合計画の後期6年の実施目標が公表されておりますが、これら森林基盤整備に関する基本的な目標が希薄のように感じております。

神河町は県下においても、良質な木材の産出地域であり、この長期計画と並行して、森林総合基盤整備計画と森林施業の計画の目標を樹立し、6年間の開設事業量を表示し、加えて事業の目標値も設定すべきと思いますが、いかがでしょう。

特に、町長、約3年10カ月ほど前に農林業に取り組む姿勢、施策の中に農林業振興について広く住民に訴えてこられました。以前、山下議員の一般質問にもありましたが、緊急を要する林道として、市川左岸線の大河から栗に至る平イソ福井線の新設計画も、昭和56年度に林道として整備するとの方針が決定され計画されたように思います。

また、平成18年3月には、峠地内の県道長谷市川線においても山腹崩壊が発生し、約1週間ほどの間全面通行どめとなり、住民生活に大きな支障を来し、通勤の方々などは生野回りで対処されたことも生々しい記憶としてあります。この林道を開設することにより、林業振興のみならず、県道の代替道路としても重要な機能を持つことになりま

す。

町内にこのように、林道機能はもちろんのこと林業基盤を整備することにより、住民生活を向上させる事例もあると考えます。林業基盤の整備計画を樹立し目標を持った行政運営を推進すべきと考えますが、町長さんのお考えを聞きます。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、赤松議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘の林業基盤整備などの林道開設は公共事業として実施すべきではないかにつきましては、林道は原則として林道台帳を備え町管理道になりますので、当然、公共事業としての整備を進めることになってまいります。

しかしながら、整備に当たり、補助事業としての採択がなされない場合は開設しないとか、用地費、補償費は全額受益者負担であるとか、事業費の3割負担が発生するなどの施行規則が定められておりますので、その条件をクリアする必要があります。

林道開設後は、林道から枝分かれをした林業専用道、森林作業道、搬出路といった枝分かれ路網を、受益者において造林補助金等を活用して開設、管理をして、搬出間伐を

行っていくことになります。

また、県民緑税を活用した針葉樹、広葉樹の混交林整備事業での作業道開設や県事業であります路網拠点整備事業による作業道開設等といった方法もございまして、森林所有者の理解を得ながら積極的に展開している状況であります。

林道整備の計画につきましては、補助事業として整備を進めるために、揖保川地域森林計画において、平成34年完成予定の千ヶ峰・三国岳線等を中心とした林道整備計画が樹立され、新田の水谷線の舗装についてもこの計画の中に記載し実施しております。

作業道につきましても、森林経営計画の中に年度別計画を記載し実施しておりますので、改めて森林総合基盤整備計画的な計画を樹立する必要はないと判断しております。

林道開設に対する国庫補助事業は、集落間を連結する道路としての認識は付加的なもので、まず、林業生産を考えた道路、森林経営計画を達成するための道路であり、費用対効果が求められることから、森林経営計画樹立が前提であるとともに、間伐等の施業に適した、山の中腹から頂上に目指したカーブが多い線形になってまいります。

したがって、市川左岸線の大河から栗に至る平イソ福井線につきましては、現時点では林道開設に対する国庫補助事業の採択を受けることは困難であると判断しているところでございます。

また、林道以外での集落道としての開設や栗・大山トンネルの開設などによる迂回路も構想としては考えられますが、補助採択基準や事業費等の面においてなかなか計画できない現状であります。

最後に、神河町長期総合計画における森林の間伐目標面積が希薄ではないかといった御指摘についてでございますが、町全体の森林面積を考えた場合は、確かに少ない数字だと思います。

しかし、林業労働者の状況や平成23年の森林法の改正による切り捨て間伐から搬出間伐への補助制度の移行によりまして、労働生産性が減少せざるを得ない状況、また過去の間伐実施状況等を考慮して年間300ヘクタールとしておりますので、最低300ヘクタールを目標とするということで御理解いただきたいと思っております。

森林組合等の林業の担い手において、より一層の機械化を推進したり、施業の団地化を図ったり、木を選んで間伐する定性間伐でなく列状間伐を実施するなどの施業の方法を変えることによっても、労働生産性はかなり向上いたしますので、森林経営計画の樹立だけでなく、施業方法についても森林所有者の御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

なお、造林補助金制度につきましては、いろんな機会にお話をしているところでございまして、原則森林経営計画が樹立されている森林でないと補助事業の実施はできない状況で、森林管理100%事業の対象にもならないところでございまして、皆伐では補助対象とはまたなりません。

また、自力で皆伐をされた場合には、普通林、保安林を問わず皆伐後には更新、植栽

の義務がございますので、後々の植栽費用や保育管理費用についても考えておく必要があるといったことについても、今回よい機会でございますので、執行部のほうからお知らせしておきたいと思っております。

以上、赤松議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 今回の回答の中で私の理解では、極端に否定されたようにショックを受けております。回答の中で、森林総合整備計画は樹立する必要がないというふうに表現されております。また、林道に付加的な要素は不必要やというふうなお考えが回答の中にあつたように思います。

これは県営的林道については、付加的要素も多くはらんだ中で計画されておると思われます。それは町対町を結ぶような林道については、県営林道として施工されるし、計画されると思います。町が計画する林道は、これにつながるような突っ込み林道というふうなものとは私は理解しております。そして今施業がされておるのは、ほとんどがこの突っ込み林道周辺と県営林道の県営でやられた広域基幹林道を利用した施業が中心かと思われれます。ですから県営の基幹林道を利用されたところは、山の上層部で、上のほうで、ほとんどが公有林、集落縁故使用地、また財産区、または町有地というふうなところの間伐は進められると思いますけれども、突っ込み林道から先の作業道がつけやすいところ、これらについても間伐が進むと思いますけれども、多くの神河町の山でヘクタール当たり今何メートルの林道が整備されているかわかりませんが、恐らくヘクタール20メートル以下ではないかなというふうなことから考えて、これまでの林道については施工しやすい部分の突っ込み林道、町営でやった部分はね、そんなのが主流ではないかな。今後、施業を神河町の森林を計画的に進めるためには、今まで突っ込み林道もない、作業道もないような多くの森林が恐らく町の6割以上まだ残っていると思います。ですから町の基盤整備計画が必要でないというふうなことが言い切れないと思います。

また、この3月に出されました後期の基本計画の60ページに、ちょっと読んでみますけれども、主な林道の改良、拡幅を進めておりますが、個々の森林施業効果に直結する林道路網の整備もまだ不十分で、県民緑税事業造成補助金プラス森林管理100%事業を活用し、10年後を見越した積極的な林道路網整備が今後の課題ですというふうに表現されております。こういうようなことで、この林道整備が課題やと言いながら、先ほどの説明では林業基盤の計画的な計画が必要ではないと判断するというふうな矛盾を感じております。

これから例えば施業300ヘクタール、施業団地ごとに、一つの団地が70ヘクタールあるんですか、70前後と言うたほうがいいんですか、これらの施業計画をするうちに300ヘクタールなり500ヘクタールを年間進める中で、それでは施業図の中にここは施業ができるけれども、この林班については林道等を施工しなかったらできないというふうな地図上の色分け、施業図の中の色分け、こういうふうなことも必要でないという

ふうに断言されるということは、私は町長が3年10カ月ほど前にこの町政の責任者としてなられたときに林業の振興とか農業の振興を大きく旗振りされたと思うんです。その管理職の中で町長が言うたことをどういうふうに支援したらええんや、どういうふうに組み立てたらええんや、誰がそういうふうなそれぞれの責任者に指示するんや、その指示の状況は年々どうなってくるんやというふうな何か毎年の目標を持って工程的な管理を管理職の中でやって、町長がそれをチェックして自分の旗上げた内容が年々どう進んだいうふうなことをチェックせなあかんのん違うかなというふうに私は感じておりますし、この要約版の中にも住民のアンケートで、林業、今までの6年間の取り組みの中で林道作業が6年間で現状値は何か調査結果では51%、今後6年後でこれを9%上げて60%にしますというふうな目標値が掲げてあります。こういうふうなことでこの例えば51%から60%に上げるための裏、実施計画というふうなものが具体化になかったらことはどこどこのどんな林道やるんやとか、そういうふうなことを明確にしなかったらこの60%、住民の人のアンケートの意思ですけれども、60%の人が作業がやりやすくなったないいうふうなことを理解するんかない、このあたりがこの総合基盤整備の中の林道網整備をしなかったら施業もできひんのん違うかないいうふうに思いますんで、このあたりのこの計画と今お答えになった内容のずれについて再度お願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し文言整理をしておきたいと私は思っております。まず、森林総合基盤整備計画的なものは、今後つくる必要はないと判断しているということイコールがもう全て必要ないということでは決してございません。そこは少し確認をしておきたい。なぜこういう表現をしたかといいますと、確かに森林総合基盤整備計画といいますか、林道網整備計画、そういった計画は過去において県や国の指示のもとつくっていました。これはもう事実です。そして民有林林道を開設する上においても町の担当課は、一般的に林業を担当する課がやっておったというところがございます。その中でやはり林道開設におきまして後々森林整備計画といいますか、森林施業計画ですね、その計画がどうなってるんだというチェックといいますか、そういう確認は県において当然されるわけですし、それを受けて最終的な認可が得られたというふうな時代もあったかと思えます。私も以前は林業のほう担当しておりましたので、赤松議員も以前は町職員として林業の担当もされておまして、私も一緒に仕事をさせていただいた経験がございます。当時は林業構造改善事業ということで、昭和50年代におきましては第2次林業構造改善事業が、そういった補助事業がございまして、林業開設であるとか、また森林組合においては間伐材の利用促進を目的とした施設の設置とか、そういったいろいろなメニューがございまして、その事業を5年間の計画で実施をしてきたということがあります。

もう一方では、民有林林道開設事業という林道の補助メニューもございましたけども、その当時から今の状況が実は変わってきているということが一つ言えます。私の答弁の

中でも申し上げましたが、平成23年度に森林法の改正がなされたということでございまして、またそれと並行して国において国産材の自給率を高めていくということで、もう十分御存じだと思いますけども、10年間で自給率50%を目指すという中でこれまでの切り捨て間伐から搬出間伐への政策展開がなされています。それに伴って当然のこととして路網の整備はしていかなければいけませんので、それに対する補助メニューも当然のこととしてあります。それにあわせて兵庫県においても森林管理100%の事業を創設をしながら国の補助事業を活用して、そこに兵庫県も補助を上乗せして、そして町も負担しながら進めていくという、そういう事業展開をしているところであります。

その事業を展開するためのまず第一条件となりますのが、いわゆる森林総合基盤整備計画とか森林施業計画ではなくって、それにかわるものとして森林経営計画を策定するというのが、これが第一条件となっているわけございまして、一方でその条件となる森林経営計画というのが実は非常にハードルが高い計画になっているわけございまして。一つの団地化を図っていきながら、おおむね面積は60ヘクタールから70ヘクタールという規模で団地化を図って、そしてそのエリアを間伐であるとか、そこに作業路を入れるとか、そういった道路網の計画も含めて計画をする。そしてその団地内での所有者全員の承認をとっていくという、そういった作業がついて回るわけございまして。それが非常に今ハードルが高くて、なかなか森林経営計画を立てる進捗率が非常に低いという状況ございまして。先般開催されました決算特別委員会の中でもこれからの森林、林業の活性化どうするんだという質問に対して、まずはこの経営計画をしっかりと立てていかなければいけない。このことは兵庫県においても十分困難度というのは認識をされておりまして、兵庫県においてもその経営計画が立てやすくなるような施策も展開していかなければならないということは、8月に開催されました町村会と兵庫県知事との要望会の中でも知事のほうからそういった回答があったところございまして。

ですから森林総合基盤整備計画は必要ないということは、これは単に全く必要ないと、林業は全く必要ないんだということ、そういうことではなくって、今はその手段が変わってきているんだというところをひとつ御理解をいただきたいということでありまして。

そして昭和50年代でいいますと林道開設についてもやはり国産材の価格ももう今よりも比較にならないよい状況ございまして、林家においても林道を開設する。しかしながら、そこには負担が受益者負担ありますよ。でもそれでもつけようという機運の高まりというものがございまして。しかしながら、現在御承知のように本当に間伐もなかなかお金を出してまで間伐はやっぱりできないと。ましてこれまでは切り捨て間伐ということでありましたから、森林所有者の理解が得られないという状況ございまして。林道をつけて、そして道ができれば搬出のコストも削減されるということではあります。林道をつけること自体に受益者負担というものが伴ってまいりますし、林道は作業道とはまた違いまして、町管理の道路でございまして、当然道路構造上もしっかりとした構造になってくることから、やはりメーター当たりの建設費というものは高くなってま

います。そういう総事業費からの地元負担というものを十分理解していただいた上で開設をしていくというのがまず林道開設を実現するための大きな条件であろうというふうに思っております。

そして林道開設に向けての補助要件は、先ほどの答弁でも申し上げました、できるだけ中腹のほうに上がっていきながら、そこから作業路網をつけていくという、そういった道路、それが実は私も担当課、また担当係から聞いた中で新たに改めて少し以前と状況が変わっているなということを確認させていただいたところであります。長期総合計画にのせています、林道網の整備は必要であると当然明記しております。林道網という部分については、林道も含め、作業路網も含めての道路網ということですので、そこも理解をいただきたいなというふうに思っております。

あと林道でなければあと何ができるんだということになってくれば、これは例えば今、大河内高原ラインとなっております、町道になりました峰山－砥峰間の道路でありますけども、あの道路も当初は高原と高原をつなぐ高原連絡道ということで、もともとは作業道的な道路として開設をしたところでございます。全て起債で進めた道路であろうというふうにも思っているところでございますが、あの地形での建設費、コストと平イソ福井、大河から栗の間の道路とはまた地形が少し変わっていると私も認識しております。JRが通っている。関西電力の水路もございます。また、少し岩山、また転石が点在している山でもございますので、開設するとなりますとやはり道路より下については防護柵的な重力式擁壁も設置しなければいけないでしょうし、またのり面については単にのり面を切るだけではなくって、ここも落石ネット的なものも、全線とは言いませんが、そういった工事を施さなければ安全確保ができないだろうということを建設課のほうからも聞いているところであります。そういうことを含めながら、これからどういうことをやれば具体化できるんだろうなということは常に意識はしているところでございます。

基幹林道でいいますと県営林道、あれは本当に言われるとおりです。林業施業だけの道路ではないという、多面的な要素も含まれております。基幹林道は、中腹あるいは下のほうを開設するのではなくって、山の頂上を開設をしていきながら、そこから下に向かって作業路を入れていく、こういった計画の中で開設されている事業でございます。町においてそういった事業もあれば、それはまた検討すればよいかと思っておりますけども、現状においてなかなかそういうところがないということでもあります。

お金があればどんどん積極的に進めていきたいなというふうにも思うところでありますが、かなりの事業費がかさむということも含めて、また地元負担も林道でいえば負担をしていただかねばならない、受益者負担ということも含めて今後、引き続き考えるべき課題であると認識しております。少し長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 重ねてお伺いします。先ほど町が開設する民有林林道ですか、この突っ込み林道について地元負担が必要になりますというふうなことについて

は私も理解はするんですけど、この住民負担を伴うなれば、なかなかそれが計画どおり
いかないというふうなことで、私の質問にもありましたようにこれらは林道入れること
によって広域的な要素があるので、それを理解して公費で負担すべきでないかというふう
な思いで尋ねています。あなたの山があるから、そこに林道して作業効率がよくなるから、
その立木等については無償で提供してくれいうまではそれは受益負担を、そういうふう
な面では受益負担を要請しても、それはいいのではないかというふうに思いますけれど
も、この工事費の負担まで山の所有者にかけるということは以前のような状況の林価、
木材価格でないんで、そういうふうなことをしては計画倒れになる。住民がのって
けえへんからできひんのやいうふうな行政の逃げになるような気がします。

そしてまた、施業計画を立てても林道のないところについては、ある程度のところ
については作業道を入れて、そして施業はできるかもしれませんが、神河町の施業団地
60から70ヘクタールの一谷いうんですか、団地が200ぐらいあるんですか、これ
についてはちょっと私、不勉強で申しわけないんですけども、このうちのこの300
ヘクタールずつ進めていったらどれだけできて、この残ったものについてどこど
この施業団地が残るんや、このあたりについても明確に住民に知らせるべきでないか。そ
のためにそこの施業ができない団地については住民に協力を求めるいうふうな話がなか
ったら今のように、先ほども説明の中にありましたけど、団地内の所有者に同意を求め
るんがなかなか問題があるんやと言われても、そこの該当者がどういふふう
にエリアの中に含まれるんやいう、それぞれの個人がわからなかったら、そしてそ
この団地施業があっても林道がないからこの地域はできませんよいう施業団地が
どう町内に潜在しとるんか、このあたりも住民に知らせる必要があるんではないか。
そして住民が例えば戦後、20年代から30年代に植栽された木が60とか70年ぐ
らいたってきとるものが、60年ぐらいですか、60年から70年弱、樹齡です
ね、こういうふうな木で植栽しとって、その林家の方が木材の補償はないけれど
も、切ってもうたら少しは持ち出しができるいうふうな状況になってくるとす
れば、やはり町の計画がなかったら林家の経営状況も計画できないんではな
いかないうふうに考えるわけで、このあたり鳥と卵のような話になるんですけ
れども、やはり町がそれぞれの林家を集めて、そしてここの林家は団地内は
いつごろ施業するんやいうふうな計画を明確に示さなかったら林家の思い、予
定も立たないん違うかな。ただ町では、計画せんと毎年300ずつやります言
うてもなかなかそのことが住民にはわからない、理解できないいうふうなこ
とで、施業計画そのものもただどういふふうな町がリーダーシップをとって
住民に同意を求めるいうふうな行為をされてるんか、またそういうふうな
施業団地内の所有者を集めてどういふふう
にこの森林の経営計画を進めておられるのか、このあたりについても住民
サイドでなかなかわからないんではないかないうふう
に、こう考えます。

それから先ほども付加価値の話で砥峰-峰山間の作業道の話も出ましたけれど
も、突っ込み林道についてはなかなかそういうふうな付加価値が図れない部分
もあるかもしれ

ませんけれども、いろんな谷沿いの突っ込み林道で観光資源となるようなところも町内にはたくさんあるのではないかないうふうな、林道を利用したそういうふうなお客さんの誘導、先日も長谷で家族連れのお客さんに会いましたけれど、どここの滝に行くにどういうふうにして行ったらいいんですか、道はどないなんですかいうふうな話もありましたけれども、これらについてもやはり明確にここまでは車が行けますとか、ここにUターンするところがありますとかいうふうなことが地域の住民の方にも理解できるようなやはり林道網について町は住民に知らせる必要があるのではないかと。

また、これは別な話で、町として今、林道網がヘクタール幾らで、そして将来の、10年先ですが、6年先ですが、将来はそれをヘクタール20何メートルにするとか、30メートルにするとか、そして作業道を合わせれば、作業道いうんは施業が終われば山に復するんですから、それは管理の状況で林道として使える部分もあるかもしれませんが、一般的に作業道いうんは施業が終われば山に戻るいうふうな状況にあると思うんで、これらもひっくるめて今の現状がどうあるんか、このあたりについて報告お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 具体的な数値的なところは、この後、担当課のほうから説明をさせたいというふうに思います。

このたびの赤松議員の質問につきましては、また今回の議会の中でも成田議員のほうからも同様の質問が出てきているところでございます。

行政の逃げということですが、行政は逃げてはおりません。そこだけは御理解をお願いしたいと思います。なぜならこの実現するためにどういうやり方があるのか、そしてやる、実現するためにどういうハードルがあるのか、そういうところをしっかりと把握をさせていただいた上で現状を今述べさせていただいたところであります。長期総合計画に林道網整備もしっかりとやらないかんというふうに言うわけですから、絶対に逃げてはいかんことではございますので、私が申し上げておるのは、その時代、その時代に適応しながら国の政策、県の政策をしっかりとつかんで対応していくということが重要であるということです。森林基盤整備計画についても過去に計画がされた分もありますので、それが全く消えるということではございません。それを利用できるところはしっかりと利用していきながら、これからの林業政策に生かしていくということになってまいります。

今進めている森林経営計画について、なかなか住民に伝わってないではないかという御意見もございました。森林経営計画につきましては、これも御存じかと思えますけれども、町が進めながら、実際は森林組合が林業所有者との委託契約というふうな中で計画も立てているところでございまして、既に数カ所の計画も立てておりますが、25年度についても何カ所かの計画を立てていかないと、これまた300ヘクタールが確保できませんので、具体的な計画は担当課のほうで今、森林組合と一緒に進めておると

いう状況であります。あわせて兵庫県も後押しができるような政策も考えていこうというふうに言われておりますので、期待をしているところでございます。

そのほか、この間、毎年林業家に対してのアンケート調査をしているところでございます。そういうところから森林に対する意識調査もさせていただいて、特に基盤整備ということにつきましては基盤整備も含めて林業に対しての基本的な思いというのは、どんどん間伐もやっていただきたい、林道も開設できるものなら開設していただきたい。しかしながら、負担金が伴うというのはこれはちょっと困るというのが大方のアンケート調査の結果での数値といたしますか、動向であろうというふうに思います。いうことからすれば地元負担、受益者負担を出してまでなかなか今の木材の価格の低迷からいえば厳しいなという現状です。赤松議員が言われるように、逆転、逆の発想でできないから、負担が伴うから開設もしないということではなくて、開設すればこうなりますよというビジョンを打ち出すことでまた状況も変わってくるのかなということは、それは私どもも思っております。

それと兵庫県におきましても国の補助事業とあわせて森林管理100%事業という中で作業道を1,000キロ目標にして進めていこうということは今展開もさせていただいているところであります。そういうことに神河町もしっかりと補助事業を利用しながら、また本年度から神河町独自の森林施業の補助事業もスタートさせましたので、これからますますその事業を充実していきたいと考えているところでございます。

300ヘクタール間伐の具体的な数値については担当課のほうから説明させます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、小林参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 町長が申しましたように、補助事業の最低条件といえますか、68%の国からの補助金をもらうためには、森林経営計画というのが必須条件になっております。この森林経営計画につきましては、現在9地区で樹立をしているといったような状況でございます。今年度あるいは来年度にわたってあと13地区樹立できないかといったような検討を進めている状況でございます。

森林経営計画を樹立しますと、その中で作業路網の整備もできると。反対に言えば森林経営計画が樹立されてないところについては補助事業で作業路網の整備はできないといったようなことがありますので、まずもって森林経営計画の樹立と、それを順次実施していくという考え方で現在取り組んでおります。兵庫県独自でございますけれども、先ほど町長が申しましたように作業道につきましても補助事業、補助残の32%分を負担できないか、その要綱について今現在検討中でありましてけれども、間伐に対する費用100%、作業道開設に対する補助100%、搬出に伴う補助につきましては自己負担が伴うといったようなことにはなりませんけれども、搬出は材価で調整するという話になってこようかとは思っています。ですので何はともあれ森林経営計画の樹立といったようなことを森林組合と共同に進めているわけでございます。

路網の整備状況につきましては、手元にちょっと資料は持ち合わせておりませんけれ

ども、私の記憶によりますと県計画がヘクター4.4キロのような記憶を持っております。神河町内では2.8のような、曖昧なことで申しわけございません。何かそういうような半分程度であったかなといったような気がしております。ですけれども、県内においてはかなり高い整備状況やといったように思っております。ちょっと曖昧で申しわけございません。以上の状況でございます。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 補足なんですけれども、住民にそういういろいろな森林施業補助メニューを知っていただくということにつきましては、各集落に山林委員さんを選出いただきまして、現在年1回はしっかりと山林部長会議を開催をさせていただきまして、今の国や県の森林行政、また施策の状況、そして町としての補助事業はどうなっているか、そういった説明会をさせていただいております、なかなかその1回の説明会だけでは理解できませんので、まずその山林部長委員会を開催した後にいろいろな各集落からの山林委員さんから疑問があればその都度お答えさせていただき、また実現に向けて協議をさせていただいてるという状況でございます。

○議長（安部 重助君） 赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 赤松です。いろいろ町の施策について伺ったわけですが、要はこの質問の中で私は、先ほども申し上げましたけれども、受益者負担の考え方についてはもう少し明確に住民に知らせるべきでないか。それから先ほども9団地の施業計画を樹立した。そして次年度は13施業団地の計画ですというふうな報告があったわけなんですけど、これらについてもどの施業団地でどういうふうになっとんやいうんは担当委員会にも報告をお願いして、私の質問終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 回答よろしいですか。

○議員（7番 赤松 正道君） はい。

○議長（安部 重助君） 以上で赤松正道議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、3番、高橋省平議員を指名いたします。

高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 3番、高橋です。まず最初に、私ごとなんですけど、相変わらず体調がすぐれませんで、視力のほうも余り回復してない状況でございます。頭のほうもちょっとぼうっとした状態が続いております、大変お見苦しい状況になろうか

と思うんですが、その点どうか御容赦をお願いしたいと思います。

早速質問に入らせていただきます。木質バイオマスを利用した農業振興策について。

林業政策において、間伐施業が推進されているが、近年施業量が大幅に減少しており、森林組合の経営状況も悪化していると聞く。今のところ間伐材の使い道がなく、間伐材の持ち出しコストを回収できないことが一つの要因であると指摘されている。

そこで、間伐材を利用した農業振興策を提案したい。ハウス栽培には熱源が必要な作物が多く、その熱源に間伐材を加工したチップを利用するチップボイラー等を導入する方策である。

イチゴ、メロン、マンゴーなど、人を引きつける魅力のある果菜・果樹を無農薬で栽培し、特産品化し、産地を形成する。農業を観光資源として活用する振興策とあわせて提唱したい。

神河町バイオマスタウン構想にも取り上げられている木質バイオマス資源の利活用について、町長の認識と今後の戦略を問いたい。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、高橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、間伐量の減少問題等についてでございますが、平成23年の森林法の改正によりまして、先ほど赤松議員の質問にも答えさせていただきましたが、切り捨て間伐から搬出間伐への誘導を図るために、補助制度も搬出間伐への切りかえが実施されました。これによりまして、手間数のかかる搬出間伐に移行せざるを得ないことによる事業量の減少が最大の要因であります。

また、森林組合の赤字問題につきましましては、搬出間伐制度への移行により、国の定めた作業工程に基づく単価構成への移行に伴う補助事業単価の大幅な低下や、治山事業等を初めとした公共事業の競争入札制度の導入に伴う利益率の低下、また機械化や施業の集約化、列状間伐等の実施による省力化の立ちおくれによるものが大きいと聞き及んでいるところです。

林内集積までの作業単価は国の方針に基づき兵庫県で設定されていまして、森林経営計画に基づくものであれば、国、県の造林補助金と県町による森林管理100%事業で間伐費用は賄われます。

しかし、林内での集積地から木材市場等への搬出経費については森林所有者負担でございまして、森林所有者が木材の販売価格から支払っている状況ですので、持ち出すためのコスト増と組合経費は、直接の関係はないと考えております。

重油価格の高騰によりまして、いろいろな機関で化石燃料から木質バイオマスに代替する目的で研究が行われています。高知県では、農業用バイオマスボイラーの導入について次世代施設園芸モデル団地として整備推進を図られています。

神河町では現在、町内には33棟のビニールハウスの設置がされていまして、ブドウやアスパラガスを中心とした作物が生産されておりますが、ボイラーを設置している

ハウスは1棟のみの状況でございます。今後、ビニールハウスの設置や加温栽培の必要のある栽培品種の状況に応じて、農業用バイオマスボイラーの導入も選択肢に入れた検討を進めてまいりたいと考えております。

町としましては、優良企業や意欲的な農家がおられましたら、積極的に応援していきたいと考えております。

以上、高橋議員への答弁とさせていただきます。補足説明は地域振興課参事から説明させていただきます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、小林参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） まず、搬出の間伐についての補足になりますが、何でもかんでも間伐材の搬出をして、木材の販売価格が低ければ、赤字部分を森林組合が見るのではなくて、森林所有者の負担となりますので、森林組合等も木材価格の動向や現場の状況を見て判断できる森林プランナーやフォレストワーカー、フォレストマネージャーの育成問題も森林施業面積の拡大や森林組合の経営的にも力を入れる必要があるのではと思います。

また、平成32年には、木材の自給率を50%以上にすべく、我が国の森林、林業を再生する指針となる森林・林業再生プランが平成21年12月に策定され、平成22年6月閣議決定された新成長戦略で、21の国家戦略プロジェクトの一つに位置づけられております。

木材自給率50%以上を達成するため、公共建築物における木材利用の促進、国産材の安定供給体制の構築、木質バイオマス利用の拡大対策等が実施されております。

これらの達成のため、具体的には、兵庫県においては県産木材を使って住宅を建てたり、リフォームをされる方に、25年以内で固定金利1.1%、最高2,000万円まで融資できる制度が設けられております。

また、ことしの7月からは地域材を使って家を建てたり、リフォームしたり、木製品を購入すればポイントがもらえる木材利用ポイント事業が国において実施されておまして、木材の利用促進を図っている状況であります。木材利用ポイント事業では、住宅用に限らずにペレットストーブやまきストーブの購入に対して価格の10%、上限10万ポイント、10万円でございますけども、これが付与されます。ただ、この制度は残念ながら、ペレット・チップを使うボイラーについては、この木材利用ポイント事業の対象外のようなのです。

現状では、重油ボイラーから農業用木質バイオマスへの変換については、まだまだ研究段階ですが、木質ペレットボイラーが加温状況や灰の出る量、また熱量換算的には良好のようですが、ランニングコストはチップボイラーよりも高いといった状況のようです。

また、ビニールハウスの設置補助についてですが、農産物の直売活動を支援するため、直売施設等整備事業といった補助事業におきまして、3戸以上の農家等が環境創造型農

業の実践に努めることを条件としまして、直売所に出荷する野菜生産を目的にしたビニールハウスの導入をすることができます。上限事業費は300万円で3分の1補助というのですが、意欲のある農家さんは、ぜひ積極的に取り組みをお願いしたいと考えております。以上、補足とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 高橋です。林業に関しましては、また後で質問がされるようでございますので、農業関連に絞って質問をさせていただきます。

まず、答弁いただきました中に高知県では農業用バイオマスボイラーの導入について次世代施設園芸モデル団地として整備推進を図られていますとございますが、この内容について簡単に御説明をお願いできますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） この点につきましては、担当参事のほうから答弁させていただきます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） ちょっと待ってください。

○議長（安部 重助君） 高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 手元に資料等なければ結構でございます。

○議長（安部 重助君） 後ほど説明してください。

次どうぞ。高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 3番、高橋です。答弁の中に町としましては優良企業や意欲的な農家がおられましたら積極的に応援していきたいと考えておりますというふうに回答されておりますが、現時点で将来において農業関連の優良企業とか意欲的な農家さんがどれほどいらっしゃるのでしょうか、ちょっとその点について説明お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 認定農業者、一部ネギとかアスパラといったような、ブドウといったようなことについては意欲的にはされておりますけれども、それ以外加温をしてビニールハウスで栽培したいといったような方については、大々的に栽培したいといった方については聞き及んでおりませんし、最近相談も受けてないといったような状況でございます。

一部企業から、ハウス栽培やと思うんですけども、水耕栽培かもわかりませんが、そういった適地はないですかといったような問い合わせはありますけども、まだ問い合わせといったような段階でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 3番、高橋です。農業関連の優良企業とか、それから意欲的な農家さんは、町内ではやっぱり数が少ないであろうというふうに私も推察してお

ります。私は、町内の民間活力というものにはそれほど期待できないのではないかと
いうふうに考えておりました、あくまでも町主導の農業振興策を求める立場でございます。

そこで、ちょっとお手元に配付していただいております資料の中で一番最後の裏面、
資料5というものをちょっとごらんいただけますでしょうか。現在町に対して有機農業
を積極的に推進するよう求めているところですが、実際問題として具体的にどんな施策
を展開すればよいのか、非常に難しいところでございます。

そこでとりあえず、大変恐縮なんですけど、勝手にたたき台として独自の振興策をまと
めてみました。ちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。

神河町有機農業振興策（素案）でございます。

まず、基本的な考え方としまして、日本の農業は規模を拡大することでT P Pの影響
を乗り切ることにはできない。

オランダ型農業、つまり施設栽培で高品質・高付加価値、おいしさであるとか、安全
性であるとか、機能性を追求する農業を目指すべきである。

それから神河町におきましては、人を引きつける魅力のある野菜・果菜・果樹を選定
し、特産品化・産地化を推進すべきである。農業を観光資源として活用する戦略を中心
に据え、食を充実させることによって入り込み客数の増加を図る、こういうことが大変
重要かと思っております。

そして具体策なんですけれども、有機農業を推進するに当たって、やはり特殊な技術、
専門知識が必要でございますので、有機農業に関する知識が豊富な職員が事業を企画し、
推進する、運営する必要があるかと思えます。ですから今の現在、そういう方がいら
っしゃればそういう方にやっていただいていた方がいいんですけども、そうでなければ
有機農業を推進するための担当者を採用する必要があるのではないかと。それからプロの
農家の指導を仰ぐ。プロの農家に三顧の礼をもって迎えるというような形で、今まで経
験のある、実績のある方に神河町で有機農業を広めるためにおいでいただいて指導して
いただくという、こういうことが、この点が必須条件になるのではないかと。有機農業
推進担当者、そして有機農業栽培指導員、こういう方を全国的に公募するとい
うようなこともおもしろいのではないかと考えております。

それから2番目としましては、町直営の実験農場を設置するというところでございます。
農業用ハウスを建設し、木質のチップボイラー、ペレットボイラー等を導入し、そこで
実際にさまざまな野菜を栽培してもらって、品質、特に味とかコストとか流通性等を検
討し、それから栽培技術を確立する等のことを、そういう研究を行っていただいて、特
産品として神河町が産地化する特産品を選定します。この点に関しましては、担当者を
募集する段階で農産品を選定してある程度絞り込んでおく方がよいかもしれませんが
ども、実際に栽培してみてこれでいけるというようなものをつくれたならば、それを次
に書いておりますように、3番目に書いておりますように、町内外から農家・新規参入
希望者、特に若者を募集して、その栽培を広げていくということになるかと思えます。

住宅・農地のあっせん（家賃補助）、それから栽培指導の徹底、種々の優遇策も考えていく必要があると思います。そして若い人には婚活支援などを行い、規模を拡大しながら産地化を図ることが、こういうことが重要なことというふうに思っております。

また、自然養鶏とか放牧豚の飼育にも取り組み、複合経営として、最近では気象異常、豪雨とか竜巻とか等もありますので、農業においては複合経営が重要になろうかと思えます。養鶏とか豚の飼育などもあわせて行っていき、町内の観光施設の食堂、レストラン等に納入するという方策もいいのではないかと考えております。

本当に甚だ僭越ですが、有機農業推進が現実化するためのきっかけになればと思い、このような素案を考えてみました。コメントがあればお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 高橋議員から御提案をいただきました。貴重な御意見として、これからの農業政策にどう神河町として生かせるかというところは、この資料も十分参考にさせていただきたいというふうに話を聞かせていただいて率直に思いました。

基本的な考え方というところで、日本の農業は規模を拡大することで云々というところでもあります。私も基本的に規模を拡大して大量生産、大量消費、こういったことではもうだめだというふうに思っております。日本の国土にしましても、もう本当に圧倒的多くの面積が山林だということですから、東北や北海道のような非常に広大な平野部もございますけども、でも外国、オーストラリアにしてもアメリカにしても中国にしてもあんな大陸から見ればもう圧倒的少ない面積の中で農業を営む、あるいは経営しなければならないということでもありますから、そういう意味においてもやはりそういう大量生産、大量消費からの脱却というところは基本的に捉えておかなければいけないだろうというふうには思っております。

その上でやはり付加価値を高めていくということは絶対条件だと思いますし、そのために旬の野菜を生産して、そして売るだけでは絶対にまた付加価値も高まらないということですから、旬の少し前とかかなり外れた時期に出していくとか、そういうことをしないとやはり付加価値が高まってこない野菜の生産ということになろうかと思えます。

そういう点においてチップボイラーであるとかペレットボイラーをハウス栽培等に設置をしてやっていると、経営をするというのも、これはもう既に全国でも事例がございます。重油ボイラー、灯油ボイラーでいいますとやはり化石燃料でございますので、化石燃料は御存じのとおり今は中東から輸入をしているということですし、かなり円安の影響も受けて今は単価が上がっているということです。

一方で、アメリカ大陸やカナダにおいては、また新たな燃料を確保したということでもございまして、2020年ぐらいになりますと今度はアメリカ、カナダのほうから燃料の輸出というふうなことも考えられるということも聞いております。

そうなりますと今の中東情勢が非常に状況が変わってくるということもあります

けども、原油輸入するということは非常に価格の変動がございますので、やはり燃料を安定的に仕入れて、そしていろいろな生産活動に使うということになれば、一つの例としてやはり木質バイオマスを活用した燃料の開発ということは非常に、聞くとところによれば価格が安定してるということでもありますので、安定するイコール農業経営も安定するということになるかと思っておりますので、先進地の事例を見ながら神河町もいろいろと検討する余地は十分あるというふうに感じているところでございます。そういう考えを申し上げまして、高橋議員の提案に対する現時点での町としての考え方を述べさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 高橋議員、通告は木質バイオマス、つまり間伐材を利用した農業政策というような質問でございますので、有機栽培については若干道が外れてますので、ちょっと修正をお願いしたいと思います。そういう質問に切りかえてください。

小林参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 先ほど高橋議員から質問のございました高知県の次世代型園芸モデル団地の考え方でございます。先ほどオランダ型農業といったような話のございましたけれども、高知県では全国に先駆けてオランダ・ウエストランド市と協定を締結し、人的、技術的に交流をするといったような点と、炭酸ガス施用など効果が見られた技術を現場へ取り入れると、技術導入ですね。実験結果で、天敵昆虫の導入率など環境保全型農業のトップランナーとして取り組んだり、森林資源を生かして新エネルギーへの取り組みをするといったようなことを推進する団地をかなり大規模に実施されているといったような状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 3番、高橋です。先ほどちょっと議長から御忠告を受けてしまったんですけども、私の申し上げております農業振興策というのはあくまでも有機農業の振興策でございますので、ちょっと言葉が入っておりませんでしたけれども、あくまでも有機農業を振興するという意味での農業振興策というふうに御理解を賜りたいと思います。

先ほど町長から積極的な御答弁いただいたところですけども、TPPへの加盟を乗り切るための農業政策とか、それから今般消費税増税の影響、経済成長への影響を乗り切るための財政出動が5兆円ございましたか、報じられております。そういったものは確実に実行されると思われますので、この二、三年がやはり神河町にとっても積極的な施策を講じていくタイミングとしては国の財政難等のことを考えてきますと、国の借金等のことを考えてみますと最後のチャンスではなかろうかと思っておりますので、積極的に御検討をいただき、現実化、実現化に向けて取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、ちょっとこの問題はここで切り上げたいと思います。

次に、農薬問題に移りたいと思います。

ついこの間、9月の12日にNHKが「クローズアップ現代」でネオニコチノイド系

農薬の問題を取り上げております。非常にちょっとタイミング的には……。済みません。2番目の質問に入らせていただきます。農薬・化学物質の安全対策について。

農薬の危険性について情報提供を行ってきているところだが、町内の公共施設における農薬等の取り扱いに関し、規程（マニュアル）が必要と考えている。町当局の見解を問いたい。お願いします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 平成24年12月議会でも答弁させていただきましたが、農薬の使用に当たっては、1点目、使用する人の安全、2点目、作物に対する安全、3点目、農産物に対する安全、4点目、環境に対する安全、これら4つの安全、全てを確保することが安全使用の原則とされております。

この原則に従って平成15年3月に農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令が農林水産省と環境省から示され、農薬登録時に定められラベル表示してある使用基準に合った使用をしなければ、3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金を科すとの罰則適用がなされます。

これ以外にも、農薬取締法では、登録された農薬の適期適正使用や残留農薬の問題についても規制されておりまして、住宅地等における農薬使用についての局長通知では、農薬の適正使用と生活環境の保全、飛散による被害発生防止を図ることとしております。

農薬等の使用につきましては、国が定めた基準、方法において使用する限り問題はないと考えており、町内の公共施設においての農薬等の使用頻度、使用量については、基準よりもさらに少ない状況であるため、町独自で規程を設けて、さらに使用制限を図るレベルには至っていないと考えているところでございます。

ただ、防除記録管理や保管管理につきましては、まだまだ十分とは言えない状況でありますので、記録管理、保管についてはさらなる徹底を図りたいと考えております。

以上、議員への答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 3番、高橋です。農薬のマニュアルの作成については、ちょっと後ろ向きの見解だなというふうに感じております。

特に答弁の中で問題と感ずるのは、農薬等の使用につきましては国が定めた基準、方法において使用する限り問題はないと考えておりと回答していただいたんですけども、ちょっと先ほど申し上げましたこの間の12日にNHKがネオニコチノイド系農薬の問題を取り上げました。

さらにそれ以前に週刊朝日も7月に、お配りしております資料1のような記事を掲載しています。週刊朝日の記事をちょっとごらんいただけますでしょうか。資料1、「農薬のドサクサ規制緩和で子どもが危ない。医師らが警告「欧州では規制強化のネオニコ系を緑茶、果物など食物から摂取の危険性も」」、こんな記事が出ておりまして、資料1の左のページの一番下の段の2段落目からちょっと読み上げさせていただきます。上の

表を見てほしいという部分です。上の表を見てほしい。事実、日本のネオニコ系農薬の食品中の残留基準はEUやアメリカと比べると、何と数倍から数百倍も高く、特に果物、茶葉について、顕著な差が見られたのだ。しかも驚いたことに、日本では欧米と逆行して、一部のネオニコ系農薬についての残留基準がさらに緩和されていた。例えば07年10月に基準が改定されたネオニコ系のジノテフランの残留基準は、ホウレンソウで5ppmから15ppmに、シュンギクで5ppmから20ppmに、チンゲンサイも5ppmから10ppmになった。さらにはというふうが続いております。危険視されているネオニコ系農薬の基準が緩和されているというふうに週刊朝日は報じております。

1枚目の資料の裏面をお願いいたします。裏面左のページ、EU、ネオニコチノイド農薬使用禁止を決定。これはNHKでも報じられておりましたけれども、EUではことし12月から2年間暫定的ではありますが、ネオニコチノイド系農薬3成分について使用禁止することになりました。ところが一方、日本では、残留基準を緩和してるということでございます。

それから今の週刊朝日の記事では、NHKの番組ではネオニコ系農薬のミツバチへの影響しか報じられていなかったんですけども、週刊朝日はミツバチへの影響だけではなく、人体への影響にも踏み込んで報じております。ぜひ少し時間をとっていただいて、この記事をじっくりと読んでいただければと思います。このように農薬の危険性に関する報道は、かなり実はふえてきております。

こういう状況の中で農薬等の使用につきましては、国が定めた基準、方法において使用する限り問題はないと考えておりという答弁が、こういう答弁が本当に妥当なんでしょうか。この点をちょっと改めて聞きたいと思います。お願いします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 基準が妥当であるかどうかという御指摘でございます。逆に言えば、では何を基準にいろいろな政策を展開するのかということにつながってこようかと思えます。行政があらゆる事業を推進していく上において、その基本となるのは、あらゆる法律を準用しながら、法律を守って進めていかなければいけないということでございます。その法律の中に今回の一般質問の内容であります農薬に関する基準もしっかりと定められているわけでございます。その基準がだめだということが、本当にだめであるならば国においてその基準の見直しがなされるということでございます。現実としてそういう仕組みになっているわけでございます。

しかしながら、一方で、現場においてこういった問題も実はあるんですよということもこれ事実やと思えます。国以外のいろいろな機関で調査がなされて、また世界の基準も照らし合わせながら調査をした結果、こういった週刊朝日の記事になっているんだろうと思えます。

これを受けて100%町の基準にしていくとか、そういうことができるのかということになってきますと逆に何のための国の基準なんだということになってこようかと思

ます。農業政策を進めていく上において当然法人化して、そして独自の販売経路を開拓して、そして消費者と直接売買をされてるといふ、そういう法人もございまして、しかしながら、もう一つは、農協を受け皿といいますか、販売経路として生産調整されている農業者もいらっしゃるということございまして、そこにはJAのいわゆる生産物の指導も受けながら、そして消毒についていろいろと事業展開がなされてるといふことございまして、それもその基準は国に基づいた基準ということになっているわけございまして。高橋議員のおっしゃる資料も、これはこれで事実なんだというふうにも思いますけれども、しかしながら国においてまだまだそこに至ってない環境にあつては、町として何を基準にするのかといいますと、国の基準というのが一つの基準になってこようかというふうには思っております。基準があるからそこをクリアすればよいということでもまたないと思います。より安全な作物を生産し、それを消費者に提供する、これは生産者としての、またこれからさらに生産を拡大といいますか、販路拡大するための一つの方向性でもありますので、こういった世界の状況も行政として把握もさせていただきながらより安全な生産ということについては常に意識をしまいたいという考えはございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 3番、高橋です。実はこの日本の国は、水俣病という悲惨な公害を経験した国です。被害が公式に確認されてからチッソの水俣工場が操業停止するまでに10年以上の歳月を要し、被害を大きく拡大させた、そういう経験を持つ国でございます。薬害エイズ、それから薬害肝炎の問題の本質を皆さん御存じでしょうか。やはり同じ構造がうかがえるわけございまして。危険性がわかっているながら、ウイルス、肝炎ウイルスとかエイズウイルスが血液製剤に混入していることがわかっているながらみずからの利権のために使用中止、製造中止の対応を行わず被害を拡大させた、そういう官僚機構を持つ国なんでね、日本は。このことをぜひ忘れないでいただきたいと思ひます。

地方独自の取り組みというのは当然兵庫県でも行われておりますので、国の規制とはまた別の観点から有機農業、無農薬農業を町独自で推進するといふことは何ら公的に問題がないわけございまして、この点ぜひ、今、町長の答弁も少し触れられておりましたですけれども、より一層の安全性を求めるといふ施策を町独自に展開していただけるように、そういうことを期待いたしまして、今回私の一般質問終わらせていただきます。私のほうからは以上です。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 2回目の答弁で述べさせていただいたとおりでございますけれども、一つ、この消毒とはまた違いますけれども、神河町としてこれまで私、就任してから対応してきたものといひましては、カドミ問題がございまして。カドミの、玄米のカドミウム含有量というものは、0.4ppmというものが一つの基準となつて、これも国

の基準でございます。その0.4ppmをとりあえずクリアすればよいんだという考えでもってこれまで取り組んできたつもりは全くありません。より低い含有量の中でやっぱり生産をしていく、これがより安全な米の生産につながるんだという考えでございますので、このたびの農薬についても基準がこうだからここをクリアしておればそれでよいということではないと考えています。

しかしながら、法的に答弁をせよということになれば基準をクリアしているのでまず問題がないというふうに答弁をさせていただいたところでございます。

神河町のこれからの町づくりは、農林業の振興施策だというふうに考えております。限られた面積の中で農業生産者がより付加価値を高めた農業ができるかといいますと、先ほども申し上げたとおりでございます。ハウス栽培も当然視野に入れなければいけないでしょうし、そこに燃料としての地域内循環ができればそこにまた新たな雇用も発生するということにもなってくるわけですから、またできるだけ安全な、農薬の含有量ができるだけ少ないような、そういったことは当然取り組むべき課題であろうというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安部 重助君） 高橋議員、もう終わる言われたん違いますか。

○議員（3番 高橋 省平君） 一言だけちょっと。

○議長（安部 重助君） どうぞ。高橋議員。

○議員（3番 高橋 省平君） 3番、高橋です。済みません。資料について一言だけ。週刊朝日の記事が一番上に載っております資料、2番目にはダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議の会報ですね、2枚目。それから3番目、要するにネオニコチノイドのミツバチだけではなく鳥とか虫とか、あるいは魚類に対する影響、それから3枚目がヒト脳への影響、それから4枚目が発達障害に関する研究なども行われているよというような、これは講習会の案内なんですけれども、記事を配っていただいておりますので、配付させていただいておりますので、ぜひ時間をとってお読みいただければと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 以上で高橋省平議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程に入る前に、先ほどの小林和男議員の質問の中で建設課の関係なんですけども、新野駅の花壇の修正ができた、できなかったという連絡が小林議員のほうへ行ってなかったという感じの質問がございました。そういうことでかなりの怒りがあったわけです。

けれども、町長のほうから何か連絡がしたというようなことも聞いてますんで、町長のほうから答弁していただきますので、ここで町長の答弁を求めます。

○町長（山名 宗悟君） 済みません。貴重な時間ありがとうございます。言った、言わなかったというのも余り好きではないんですが、事実として少し補足をさせていただきたいと思います。

小林議員が住民の方から新野駅周辺の整備について話があって、その後に小林議員が建設課に出向いて行ってそのことを伝えられた。それに対して建設課としてできるところは作業させていただいたということで、その後にその小林議員より話を聞いた職員が作業終わった後に小林議員の携帯電話であります、電話をさせていただいたということでございます。呼び出し音が鳴っておったので、つながるといふふうには思ったのですが、結果、つながらなかったということで、役場の代表電話でかけておりますので、また電話があるかというふうに思っていたということでございます。いうことで繰り返しの電話はしてなかったのですが、作業終了後、連絡させていただいたところは補足説明をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） それでは、日程に戻ります。

○議長（安部 重助君） 次に、立石富章議員を指名いたします。どうぞ。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石でございます。私は、今回近年の自然災害の発生に鑑みまして、自然災害に対する町の認識度合いと、それからその対策について伺うものでございます。

最近では8月25日の九州地方の集中豪雨によります大被害、また県内では西宮の集中豪雨による町なかの家屋浸水など全国各地でゲリラ的に、しかも頻繁に集中豪雨が、あるいは洪水が発生している。特にことは、7月の終わりから8月、この18号台風前、いろんな形で被害をこうむっていると、そういう状況でございます。実はこれを事前通告させていただいた後にもいろいろと状況が変わってきております。幸か不幸か、こういうチャンスでたまたま一般質問ができるというのをいいのか悪いのか、ちょっと今のところ迷うとるわけなんです、今月の3日の定例会初日には当地方も大変な雨に見舞われまして、水防指令2号というのが連続発せられました。議会も延会を余儀なくされた。また、町内の小・中学校、幼稚園も休校の措置がなされた、こういうことでございます。

また、今月、今週ですが、15日から16日にかけての台風18号は、これは大雨を伴って近畿地方を初め各地に大変な被害をもたらしております。今回は幸いにして当町は最小の被害で済みましたが、大きな被害を受けられた地方の方々にはお見舞いを申し上げたいと、このように思います。

ところで最近の新聞の記事によりますと、神河町でも地震や豪雨による洪水や、ある

いは土砂崩れ、山の崩壊等々危険箇所が大変多くあるというような記事が載っております。このような災害の発生によって孤立するおそれのある集落は16集落あるというふうにも載っておりますし、県下の市町ではこの16という数は8番目に多いと、こういうふう聞いております。

最近各地で発生する災害のたびに、自然災害に対する恐ろしさというものを私も最近特に感じるようになってまいりました。当地方におきましては今までに人的被害を伴うような大きな災害が発生していないだけに、私自身も安心ぼけしているのではないかと、いうふうに最近思っております。

今回は、自然災害に対する町長を初め関係者の認識度と対策のありようについて伺っていきたく思っております。

そこで主な質問の内容は、次の3点に絞り込んでお尋ねしていきたいと思っております。できるだけ簡単に、しかも要点を的確に答えてくださることを最初をお願いをしておきます。

公式の場とはいえ、お互いに胸襟を開き誠意に満ちた議論をし、住民の皆様自然災害に対する認識と防災意識の高揚につながればなというふうに考えておりますので、どうぞ前向きの意見交換ができることを最初に望み、お願いをする次第でございます。

それでは、まず1点目には、町内の危険箇所は、どんな方法で管理し把握をしているかというのが1点目でございます。

2点目には、危険箇所等の実態を住民に周知し、地域の住民の方々はそのことを把握、理解できているかというのが2つ目であります。

3つ目には、災害が発生したときの備えは大丈夫かという話であります。そこで不十分と考えられるところがありましたら、それはどういうことなのか、それは何なのかということでございます。

以上の事柄を話の切り口といたしまして、短い時間ではございますが、質問と若干の意見も申し述べてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、立石議員の1つ目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、自然災害に対する認識度と対策について、神河町の基本的な考え方を私の方から申し上げて、そして各御質問項目について、住民生活課長から詳細に御説明を申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず何と申しましても、いつ、どこで、どう起こるかもわからない自然災害であります。その対策についてはでき得る限りの備えを行うことが、みずからの命を守る最大の対策であると考えております。そのことを念頭に、第1は、危機管理意識、第2は、さまざまな災害の種類に備えた避難行動シミュレーションと想定訓練、第3は、何をにおいても、みずからの命を守る行動、そしてみずからの命が守れたら助ける人になるとい

うことであります。

それらをしっかりと自分のものとするには、地域や職場、学校等でのきずなをさらに深めていくこととさせていただきます。阪神淡路、東日本大震災を教訓とした取り組みを、地域の皆様との点検により引き続き取り組んでまいりたいことを申し上げまして答弁とし、詳細説明について住民生活課長から御説明申し上げます。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。立石議員のまず1つ目の質問でございます町内の危険箇所はどんな方法で管理し、把握しているかについてお答えをさせていただきます。

町内危険箇所は、2つに分類をしております。1つは各区の区長または消防団から届け出された重要水防区域または要警戒箇所であります。2つ目が県が調査の上、指定した、土砂災害警戒区域など5種類の危険区域指定でございます。このいずれもが洪水ハザードマップに記載をされております。

本年1月に39集落の防災点検としまして区の代表の方と、これらの箇所の確認作業を行いました。重要水防区域につきましては、過去の災害時の具体的状況の聞き取りや、写真の撮影を行いました。災害対策本部としまして現場からの被災状況報告があった際に、現場の理解を的確に行い、適切な指示が出せるよう活用するためのものがございます。箇所数につきましては、39集落で272カ所に上ります。1集落平均しますと7カ所ということになります。

また、土木指定の警戒区域につきましては、指定はされていたものの町も区も、その詳細場所や、危険指定の内容と現場の突合、浸水予想区域等についての認識は薄かったため、両者同じ視点での現場確認を行いました。その際に町からは危険指定箇所が必ず被災するとか、指定地以外は大丈夫との予見は持たれないようお願いをいたしました。

2つ目の御質問の、危険箇所等の実態を住民に周知し、住民は理解できているかについてでございます。

一般的には、区長様初め役員の方や消防団員及び危険箇所の近隣の方々は十分御存じのことと思いますが、避難行動のシミュレーションや想定訓練等必要と考えます。また、区内で、過去から直接被害を受けてない方への危険箇所の周知もあわせて、洪水ハザードマップの改正版を、26年度の遅くとも早期には全戸配布を予定しておりますので、そのマップをもとに、各集落での点検、確認をお願いしたいと考えております。

御質問の3つ目でございます。災害が発生した時の備えは大丈夫か。不十分と考えられるところはの御質問でございます。

災害に対峙するには、平時からの備えが大切であると考えております。具体的には、自主防災への発電機等資材の配備、自主防災の支部ごとの訓練、孤立可能性集落への衛星携帯電話の配備、消防団へのデジタル無線の配備、39集落防災点検、量水標の設置、

水位計・雨量計の更新、広域避難所の設定と看板設置、公的機関や民間企業との災害時
応援協定の締結などを行ってまいりました。

しかし、これだけでは十分とは言えません。いつ、かつて経験のない規模で地
震や洪水などが襲ってくるかは予測不能であります。だからこそ自然に対しては、畏敬
の念と謙虚な気持ちが大切であり、油断は大敵であると思っております。

町といたしまして、災害に対しては、消防団、自主防災と力を合わせ、雨量、水位、
気象情報、現場状況等をいち早く整理、分析し、水防計画等の基準に照らし、また経験
則を生かしながら、避難情報の発令等各種指示を的確に行っていきたいと考えておりま
す。

また、要介護対象者として、ひとり暮らし、高齢世帯、日中ひとり世帯、日中高齢世
帯、障害者、寝たきり老人等を要援護者と位置づけをしてございます。

24年度に災害時要援護者支援システムを導入いたしまして、要援護者基本データの
入力完了、災害時要援護者ネットワーク台帳を作成をしております。そして民生児童委
員の協力によりまして、本人または家族に公表の同意を得られた要援護者の台帳を民生
児童委員に所持していただいております。

本年7月13日に神河町災害時要援護者支援対策ネットワーク会議を発足しておりま
す。構成メンバーは、神河町自主防災、民生児童委員協議会、神河町社会福祉協議会、
消防団本部事務局、健康福祉課で構成され、その中で要援護者台帳の利活用について協
議をさせていただき、各区の自主防災組織リーダーには同意を得られた対象者リストを
保有していただくことに決定し、8月28日に開催されました区長会におきまして配付
をさせていただいております。災害発生時において、避難勧告、避難指示が発せられた
場合に、各区で要援護者の避難誘導、介助をしていただくときに活用していただくこと
としております。

また、要援護者の中には一般避難者が避難される公の施設での対応が難しい方もおら
れます。その方の避難先として町内介護施設3施設との災害時緊急避難施設応援協定を
本年7月に締結させていただいております。

一方、かつて経験のない災害につきましては、先ほど述べました経験値内の災害での
対応を基本としながらも、それらの対応が実施不能の状況があるということの認識が必
要になると思っております。

議員御指摘のように全国で集中豪雨が発生し、甚大な被害をもたらしております。そ
の雨量は桁違いではございますが、いつ我が町に起きても不思議ではございません。一
例で申しますと、平成21年佐用町大災害時の雨量は、時間最大雨量82ミリを最高に、
前後4時間にわたるトータル200ミリの雨が4時間に集中をしたことで被害が拡大を
いたしました。その雨雲は佐用町から北東の方向、宍粟市、朝来市を通過し甚大な被害
をもたらしましたが、我が町の上小田、川上地区もかすめておりまして、我が町におき
ましても多くの災害復旧工事を行ったところでございます。

この北東方向へ進んだ雨雲が、もう少し南寄りを通っていたら、我が町も宍粟市、朝来市クラスの被害規模になっていたことと推測できます。また佐用町大災害の1週間前、町内新田区を中心に時間88ミリの豪雨がございました。洪水が橋の桁を叩き、道路に乗り上げました。この豪雨は幸いにも1時間程度で収束をいたしました。あと30分、1時間続いておられますと想像しますと想像を絶する状態になったであろうと思われま

す。また、今月、9月2日からの秋雨前線による集中豪雨では、根宇野地内で、午前6時30分から7時30分の1時間で、時間雨量としては恐らく町において過去最大と思われる126ミリを記録しました。

このように、過去に経験のない事象は、雨量においては既に起こっているというのが現実でございます。

また、山崎断層に近い我が町では、断層帯全体が連動して活動した場合の最大震度はマグニチュード8とされ、この際の町の予想最大震度は5強とされております。

大規模な豪雨、地震のいずれも被害として予想されるのが、道路網、通信網の寸断であり、これらにより、5つの点、1番、避難行動、2番、対策本部と被災地の連絡や被害情報の収集、3番、救出活動、4番、支援物資等の供給活動、5番、被害広域化による救出、支援体制の数の不足などへの支障が憂慮される所であり、避難の長期化に伴う避難所運営の問題点も考慮しなければなりません。

これらの対策につきましては、1番、配備した衛星携帯電話の活用、2番、状況に応じた広域避難所の運用、3番、山崩れによる道路封鎖に対する土砂排除など応急工事体制、4番、応援協定による県、隣接地域への応援要請、5番、被害の早期把握や救出、支援物資供給活動への防災ヘリの要請など、多くの項目についてシミュレーションが必要となってきます。

通信網寸断への通信機器の配備や、各種広域応援協定等は完備しているものの、これらを適切に使いこなし、現実の有事に際し、いかに冷静に、的確に町民の命を守るかが大きな命題であり、平時からその日に向けて想定訓練がすることが課題であると捉えております。

また、住民の皆様には、災害によっては町が指示を出せない状況もあり得ることを前提に、自助・共助による素早い行動がみずからの命を守ることになるということをお知らせし、あらかじめ想定に入れていただきたいと思っております。

阪神淡路、東日本大震災を教訓として、天災は予断を許さない、このことを我が町の防災の指針としたいと思っております。今後とも我が町の防災に対しましての御指導をお願いしまして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 住民生活課長から、非常によく状況を調べて、自分たちのやるべき仕事は何か、こうあるべきや、住民の皆さんにもこうあってほしい、非常によく勉強されてすばらしい答弁だったと思います。ところが、我々住民側にとっては、

そういうすばらしい考えのもとに、いろんな施策をめぐらせて我々の命をも守ってくれてるんだなという認識を、実は住民の皆さんが持たれることが大事なんです。ほんで、せっかくいろんなことを調べていただいて、また、自分の置かれた立場、思いの中でいろいろと申された、非常に立派な考え方が列挙されたわけなんです。私どもはこういった理想の形を毎日見直しながら、点検しながら、いつ来るかわからない災害に備えると、この意識こそが大事なのであって、たまたま私がこういう場所をかりて、わかっとる話でも問題を提起するというのは、そこに値打ちがあるんでございまして、ひとつこれからも精進をしていただきたい、住民のためにお願いをしておきたい。

それと、いろんなことが考えられるんですが、私は、やっぱり今いろんな説明をされた、あるいは私が思っていること、こういうことが日常的に住民の皆さんが、ほんまに自分のこととして認識されているかということ、これを非常に重要視しとりますんで、わざわざここでお尋ねしとる次第でございまして。つまり、もっと簡単に言えば、我々が、一人一人が危険箇所をまず知ると、俺んとこの町、俺んとこの集落ではここが一番やばいんだぞっていうのを、そこに住まいする人たちが日常的に認識を持っているかということが大事なんです。そういうことが、いわゆる行政にかかわる者、それから住民の皆さんもそういう意識でいるんかな、徹底しとるんかなというのが一つ。

それともう一つは、もしそういうことがあるとするんなら、予測されるとするんなら、避難の方法を皆さん知ってるかな、ここの堤防が決壊した、ここに山崩れが発生した、逃げる場所はどこなんかなっていうのは、これは日常的に意識の中にあるかという話なんです。これが2つ目。

そして、万が一、そういった災害に遭遇した場合は、あるいは危険を予知した場合は、素早く避難する、こういうことですね。自分のいる場所を知る、それから逃げ道を、避難する方法をふだんから心得ておく、遭遇すれば直ちに行動をとる、この3つの事柄が一番大事であって、いろんな東北の大地震、大津波の経験談聞いても、そういうことが自分の命を守るんだ、地域を守るんだということにつながっていると、こういうふうに私は解釈をしております。

そこで、おのずと組織としてやること、つまり国や県、市、町、そして自治会、こらがどんな連携を持って、こういった災害に挑戦していくか、対応していくか、これは組織のやる仕事だと思うんです。その指示なり指導を受けて、我々住民が日ごろから防災意識を高めていくと、こういうことが大事だと思っております。

残念ながら、私の今回の一般質問の中では、提言する項目が1項目もないわけなんです。いわゆる、これを通じて住民の皆さん、そして我々も行政にくみするもんが、もう一回、自然災害というものに向き合って、我々の行動、これでよかったんかなという反省の機会にしたいという思いで実は述べておりますんで、よろしく申し上げます。

それと、これはこっちからの具体的なお尋ねになるんですが、実は神河町にもこういう災害が発生した場合に、孤立するであろうという予測される集落が16あるちゅ

うんですね。これはその地域の人たちに知らせ、あるいは、関係のない言うたらおかしいですけども、他の集落の人も広く住民が、ああ、あの場所は大きな雨が降るとやばい地域やなというふうに認識が持たれてるかどうか、これ知らしめているかどうかですね。これは私自身が勉強不足で知りませんが、その16集落がどこなのか把握できてません。これは何にも隠す必要のない話でありまして、できたら、この集落とこの集落は、例えば地震に弱いとか、山崩れ、土砂崩れに弱いとか、大水、洪水、氾濫に弱いとか、こういうことを含めて知らしめる必要があると思うんですね。そういうことで、この1点、お尋ねします。具体的な質問です。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。

たくさんのお意見、本当に参考になります。

まず、お尋ねの件でございますけれども、孤立可能性集落のまずは定義から申し上げます。集落へのアクセス道路が一本しかなく、その道路が土砂災害等、危険区域の範囲に入ってる場合、これはハザードマップで判断をいたしますけれども、そこから奥の集落は孤立する可能性があるとしております。これはちなみに県の定義でございます。

具体的には、両側から山が迫り、山と山の間には川と道路のみで、農地など平地部がないようなところが、山崩れ等の発生で道路が寸断される可能性のあるところとしております。具体的な集落名で申しますと、町内、計16カ所、神崎エリアは新田、作畑、大畑、越知、それから猪篠の中の奥猪篠の部分の5集落、大河内エリアが上小田、川上、大川原、本村、赤田、重行、為信、峠、栗、淵、それから南小田の南小田橋から奥ということで11集落、計、町内16カ所になってございます。

この孤立可能性集落に対しまして、衛星携帯電話を11機配備をしております。例えば本村、峠、重行かいわいは、1集落に1台ではなく何集落に1台ということで、16の孤立可能性集落に対して11機の衛星携帯電話も配備をしております。これは区長会等でもそういうふうなことを申し上げましたので、区長会におかれては、そういう町内の孤立集落の御認識はおありではないかなと思ってるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） ありがとうございます。

そんなことで、そういう事態が発生したときに、私とこの集落は日ごろから気いつけとかないかな、避難を早くせないかな、その備えもせないかなっていうことで、要は地域の住民の方々がそういう意識を持っていただくと、こういうことが大事だと思いますんで、当然のことながら、具体的には区長さんを通じて、もう周知はできてる、こういうふうに私自身は判断をさせていただきます。

それから、ちょっと説明の中でも述べられましたように、自然災害の根本的な防止策、対策というのは、実は手の打ちようのない途方もない事業になるわけなんです。これは誰が見てもそのとおりでありまして、そういう見方が現実的な見方であろうと、こうい

うふうに理解はいたしております。しかし、仮に起こるであろう災害に対しても、その被害を最小限にとどめるっていう努力は、ふだんから気のついたところから徐々に進めていく必要があるであろうと。

ここ数年の間に、越知川を中心に水害に見舞われております。そのときに水の量、水位の高さ、こういうのはある一定の経験できたわけですね。前は氾濫しよった、それは復旧した。災害復旧というのは、聞くところによると、原則、原形復旧が基本であると、こういうような一つの物の考え方があるようですけども、やはり最近の大雨の経験も重ね合わせながら、今度の修復工事には、さらに丈夫なもんにする、レベルの高いもんにする、これは町を挙げて、県とも相談していただいて、ぜひそういうふうな前向きのやっぱり復旧というものを当然考えていくべきであろうと。聞くところによると、先ほどやられたところが、また今回の水で同じような状況になった、もう水位が50センチ高くなれば、また同じ被害になったであろうという話も聞いてます。そういうことを参考にしながら、きょうは建設課長が欠席ですので、そういう観点から一つお尋ねしたい、話を発展させたいと思っと思ったんですが、きょうのとはそれぐらいにとどめさせていただきます。

そうですね、午前中も赤松議員のほうからも出てましたが、実はこの自然災害というのは、森林対策とも大きなかわりを持って、密接不可分のところがあるっていうのも、もう皆さん認識のとおりでありまして、今さら申し上げることもないんですが、その災害を最小限に抑えるという一つの方策として、森林の育て方、こういったことも熱心に考えていくべきであろうなというふうに私は実は思っておりますので、そこら辺の関連も見ながらやっていただきたいと思っております。

今回は、残念ながら、こうあるべき、こうしていただきたいという具体的な提案はありませんけれども、何分、災害はいつ起こるかわからんということとあわせて、人間の力ではどうしようもない、とめることのできない地球規模での気象の変化、環境の変化、自然のもたらす脅威とでもいいたししょうか、そんなことで、我々は台風にしる、地震にしる、今まで比較的大きな被害がなかったっていうふうに考えてますけど、いつ、どんな形で起こるかわからん、こういう状況にありますんで、これを機会に町の執行部のほうも住民の皆さんにアピールをしながら、ひとつ、安全で安心なまちづくりの基本でありますから、そういった面で一層の御精進をいただきたいと思います。

取りとめのない質問になりましたけれども、この地球規模で見る異常な状態に対して、もう一度、私自身も物の考え方を変えてみたいということでございます。ひとつよろしくお願いたします。

○議長（安部 重助君） それでは、防災の面からの森林対策はどうしてできるんかということでございますので、地域振興課参事、回答してください。

○地域振興課参事（小林 一三君） 兵庫県では、森林防災ということで、県民緑税を使いました里山防災林整備事業、あるいは緊急防災林整備、溪流口に高性能柵ですか、それ

を設けて流木どめをするといったような対策を打ち出し、町内においても今年度、為信、山田地区で里山防災林整備事業を実施しますということですね、整備は今後ですけども整備しますし、来年度は重行地区で整備を実施すると。溪流口につきましても、森林所有者の理解で、新田、川上、作畑において実施してるといったような状況ですので、そういった補助事業を積極的に活用しまして、溪流口なんかにつきましてもは予防的なことになろうと思います。里山防災林につきましても、人家を守っていくといったようなことになろうと思います。そういう事業を積極的に今後も推進していきたいと思いますので、森林所有者の方初め、付近の住民の方、御理解と御協力を賜りたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） さらに追加説明。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。

長期総合計画の住民アンケートでも、防災対策につきましては満足度が低く、重要度が高いという評価を得ております。そのことを防災担当課といたしまして、心してかかりたいと思っているところでございます。

それから、県の指定します危険地域でございますけれども、6種類の危険指定がございます。その延べ合計が579カ所、町内におきましてあるわけでございますけれども、災害の予防という観点では、これの指定があるところでないと、砂防とか治山とかの工事がなされないという意味では重要な指定であるというふうにも言えます。

その中で、数が多いございますけれども、人家の危険回避というのを大優先にしまして、比較的な箇所数は無理でございますが、重要度をつけまして刻々と防災、災害予防という工事を施してまいるといふ形にはなると思っています。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 立石です。具体的な説明をいただいてありがとうございます。

実はその件で、我々もなかなか経費やの事業費のかかることですから、なかなか個々申請するには至らなんだところがあるんですが、今の話を聞きますと、努力することによって、何とか砂防ダムであるとか、そういうものもできるんじゃないかというふうにご意見を強くしたところでございます。それがどこかというのはわざわざ指定はいたしません、そういう一つの方途があるとするならば、これは住民の幸せのために今後相談をさせていただきたいな、こういうふうになります。どうもありがとうございます。

それと、特に締めくくり、終わりに際しまして、いろんな話を聞かせていただきましたところ、要は私は、これを通じて住民の意識がさらに高まるように願うところでございます。答弁をいただいた町長以下、その発言の趣旨に沿った形で、今後、災害対策に取り組んでいただいたらありがたいというよりも、そのように期待をいたします。

町長以下、いろんな場所で申されておりますように、安心して安全に住めるまちづく

り、その一つの大きな柱は、やはり生活の安全、つまり自然災害からどう守っていくか、このことはまちづくりの大きな柱の一つであるというのは、誰が聞いてもわかりやすい話ですし、言ってはばからない一つの、この中山間部の我々のまちづくりを進める柱となって当然の話でございますので、ひとつ今後ともよろしくお願いをしたい。

それと、あわせて、実は自主防災組織というのがあるわけなんです、現状、この自主防災の組織と町との、あるいは住民との連携の度合いっていうんか、どういうふうになっとんのかなというのがちょっと最近不安に思うんですが、いや、うまくいっておればそれで結構なんですけど、どちらかという、この自主防災というのは、我が町が県下でも一、二番目に早く取り組んだ誇りある組織の立ち上げですから、ここ最後にちょっと状況を報告していただきたいなと、こういうふうに思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。

自主防災組織につきまして、少し御説明をさせていただきます。

構成の団体といたしましては、区長会、赤十字奉仕団、消防団、民生委員、学校関係、社会福祉協議会、アマチュア無線クラブ、在宅看護師と住民生活課事務局でございます。町内に8支部ございまして、支部ごとに年1回、主に秋ですが自主防の訓練を行っておりまして、24年度で一巡をいたしました。25年度につきましては、二巡目に入りまして、越知谷地区で11月3日に予定をしております。

防災担当課としまして、本当にこの集中豪雨、台風につきましては、消防団はもちろんですが、自主防災組織にも頼るところが大きいというところがございます、ありがたいことに区長が兼ねていただいておりますので、区長会等での伝達もできますし、自主防の総会においても貴重な事項は伝達をしておるような状況でございます。現在そういうふうな状況でございます。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 自主防とのかかわりは、そういった形で各種団体、自主防の本体と連携をとりながらやっておるということでございますので、ひとつ、そのことも今後引き続いて、より一層連携を密にして立派にそれぞれの立場、責任を果たしていただきたいなと、こういうふうにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 立石議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時ちょうどといたします。

午後1時46分休憩

午後2時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、6番、宮永肇議員を指名いたします。

宮永議員。

はい、どうぞ。

○議員（6番 宮永 肇君） 6番、宮永です。

あらかじめ提出いたしました質問事項についてお尋ねをいたします。

まず、本年3月に、神河町長期総合計画の後期基本計画が策定され、行政組織は言うに及ばず、民間、各種団体や行政にかかわりを持たれる方々のまちづくりへの思いを集め、行政の企画、計画、遂行するところにこれを反映させて、25年度より取り組むべき実施計画として、住民と協働のもとに展開する時期に至っております、はや、もう9月になっておるところでございます。

まず、総論として、各課の取り組みについてお聞かせをいただきたいというところでございます。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、宮永議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河町長期総合計画後期基本計画の改定につきましては、議員御質問のとおり議会議員の代表を含む住民の皆様により審議会を設置し、熱心に御検討をいただき改定をさせていただきました。

今回御質問いただいております実施計画につきましては、さきの3月定例会におきまして成田議員からほぼ同様の御質問をいただいておりますし、改定前からなぜ実施計画をつくらぬかという御質問をいただいております。

繰り返しになりますが、長期総合計画を策定した段階で実施計画を策定すべきとの御意見をいただいておりますが、財源の見通しが立たない実施計画は策定できない、財政健全化が何よりも重要な取り組みである状況の中では、実施計画策定は困難であるとお答えしてきたところでございます。しかしながら、長期総合計画の目標実現と、これまでいただいております議員各位の御要望にお応えすべく、可能な限りの実施計画を策定することとして取り組んでおります。

担当課は総務課でありますので、詳しくは総務課長からお答えさせていただきます。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。

それでは、長期総合計画の後期実施計画策定について、その取り組み状況を報告させていただきます。

取り組み状況については、これまで行財政調査特別委員会や総務文教常任委員会でも御報告をさせていただいておりますが、現在、各課が実施しております各種事務事業が、

長期総合計画に位置づけられた各成果指標に対し、どの程度影響するものであるかを集約をいたしたところでございます。今後は、その情報を分類、分析するとともに、成果指標達成のための方向性について検討していく予定でございます。

なお、その取り組み過程におきまして、行財政調査特別委員会で、議員の皆様にごらんをいただき、また、御意見、御助言をいただきながら作成していこうという状況にあります。以上です。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（6番 宮永 肇君） ありがとうございます。

各委員会の中で、特別委員会の行財政調査で、要はこれをせかしております。どういうことかと申しますと、後期6年間ということございまして、現在、各課の責任者、いわゆる管理職の方は、この長期総合計画が始まったときから在籍しておられる方もあるかもしれませんが、今ここでメンバーがかわって、新しい取り組みが始まったと、こういうことございまして、その長期総合計画というものが、我が町にとっていかに重要であるか、将来のビジョンをいかに住民に知らせるかというふうなところを問われておるものがございますから、新しく管理職に就任されておられる方々の根底から、いわゆる腹の底から、どういうふうに取り組むべきかということを真剣に考えていただいて、これまでの課題とあわせて、その解決と将来への希望というものを実現するということが課せられておるわけでございますから、私どもでは、まだか、まだかということで総務課長や副町長にその圧力をかけております。

これは一日も早くみんなが自覚して、住民の方々に声をかけて広げられるように、協力を求めるためにということで活動しなければならんということで、25年度のはや半分を過ぎておるといようなことになってまいりますから、とにかく急いでほしいということでございまして、ここで各課長さん全部が、もう既に我が課は進めておりますというふうなことで手が挙がるんならよろしいんですが、それはどうなんですか、どういうぐあいなんですかということでお聞きしたわけございまして、先般の会議では、11月には何とかそれなりの足並みのそろったところで御報告ができるように思いますというふうな総務課長の御答弁でございましたが、これは単なる時間稼ぎか、単なる希望なのか、はたまた現実にどんどん進んでおるのか、こういうところを非常に関心を持って見ておりますので、各課の考え方の、どういいますか、深さ、高さというふうなものもあろうかと思いますが、課題としてなかなか難しいというところはということなのかいうのを、実際に事に当たっておられる方にお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。

現在の状況ということで、本当に雑駁な状況をお話ししたわけですがけれども、改めて取り組み過程といいますか、手順を考えておりますものを御報告をまずはさせていただきます。

きたいと思っています。

先ほどお話をさせていただいたとおり、各事務事業、500弱ぐらいの事務事業があるんですが、基本的には全てのものが基本計画といいますか、まちづくりに影響を与えている事業であるということで認識をしておりますけれども、御存じのとおり、今回の後期事業計画策定のときに町の役割、住民の役割ということで課題整理がされております。

そのうち、町の役割がそれぞれの成果指標に対して課題、整理が既にできておりますので、この整理された課題を実現していくために、どの事業をもう少し力を入れて展開しなければいけないとか、もしくは逆に、これまでやってきたものではあるけれども、成果指標に対して有力な効果がないと見込めるということであれば、事業を廃止して新たな取り組みをすべきであるといったようなところの分類、分析をさせて、まずはいただきたいと思います。その上で、各課長とその過程の中でといいますか、ヒアリングを進めていく中で、いかにすれば町の役割が果たせて、成果指標、目標値ですね、数値目標されているものがクリアされていくのかということ、十分、担当課長とお話をさせていただいた上で、目標を定めていくというふうにしたいなというふうに思っております。

現時点においては、私どものほうで各課にその情報を収集してるという状況でありまして、次のステップの分類した、総務課のほうで仕分けをした結果に基づいた各課長とのヒアリング、この部分がまだできておりませんので、このヒアリング部分までいきますと、かなり長期総合計画を強く意識したお話ができるようになるかと思っております。現時点においては、各課長が長期総合計画の目標は既に頭に入ってると思っておりますが、具体的にどのように進めていくかということに関しては、まだ私ども総務課とは協議ができてないという状況にあります。以上です。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（6番 宮永 肇君） 先般、概要版ということで各戸に配布された内容がございます。その中には、先ほど総務課長が言いました町の役割、住民の役割というふうなところは実は書かれておりませんから、これを見られた方は、何といろいろ書いてあるなというふうなところで、具体的にこれがどうなるのという話でございますんで、実は町行政なり、議員は町の役割とか、住民がそれぞれ分担して新しい町をつくるという一つのビジョンを掲げて進んでいくんだというふうな説明をしておるわけでございますけれども、具体的にどうなるのというのがやっぱりいろいろございまして、そんなことはとても一口に言えることではないんで、これからその課題の難しくない、その難易度にあわせて、議会のほうでいろいろと取り上げていくので、先を楽しみにというふうなところでございます。

まちづくりのことでございますから、ある程度は考え方に余裕を持ってもらわないととてもできない、成果さえ達せればよいというふうなところのものではございませんの

で、数値であらわせない成果というのがたくさんございますので、実はそこに住民の幸福度、幸せ度、満足度というものが含まれておるように思いますので、いかにこの町が住みよいか、いかにこの町が将来有望なのかというふうなことは町長も常におっしゃっているところでございますが、そういうところが手にとって見えるような仕組み、一つのビジョンというものが掲げられるように、実施計画というものを進めていただきたいというふうに思うわけですが、先ほどおっしゃったように、なかなか課題もいろいろ多くて理解の程度がというふうなことでございまして、ここんところで一言申し上げたいのは、いつも言っているところでございますが、管理職の、いわゆる一つの基準をクリアしてもらい、ハードルを超えてもらうために、資格、登用試験というものがあるということで、それも同時に進めておられるというふうなことで、これは副町長が御担当で、課長職、管理職のレベルアップ、スキルアップというふうなことを目指して面接をやっておられるというふうなことでございまして、その実情というのを少しお話願いたいんですが、お願いします。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。

まず初めに、この長期総合計画の実施計画につきまして、ちょっとおくられているんじゃないかという御指摘をいただいております。そしてまた、いろいろと御助言いただいております。

実際には、総務常任委員会でも十分にいろいろと議論していただきました行政システムによりまして、今現在、25年度につきましては、重点項目であります、それぞれの各課の重点目標管理におきまして、これは長期総合計画と一致しております、その重要項目であります。それに基づいて、25年度は実際には実施しております。それを今、面談をして、それは実際には行っております。26年度以降、あとの5年、6年につきましては、今、総務課長が申しましたように、今、各課から集めて、そして10月に面談して、11月の委員会にお示ししたいということで、同じ課長のレベルに持っていくようにという今御助言でございまして、それも含めて面談をしていきたいというふうに思います。

それから、人事評価につきましては、管理職の人事評価システムシートによりまして面談を行っております。私が見ているのには、年々、管理職も板についてきているというんですか、進展しているということはもう肌で感じております。そういう中で一生懸命取り組んでおりますので、これにつきましても、今、議員さんが申されましたように、管理職登用試験をことしからするわけでございますが、それも含めて行っていきたいというふうに思います。実際の今、管理職はそれぞれ異動もございまして、それなりに一生懸命取り組んで、そして気づきの評価につきましても、私が見ている範囲では進歩しているというふうには思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（6番 宮永 肇君） ありがとうございます。

ここでは、まだ形がよく見えない段階ですから、あえてどうこう言うところでもありませんので、とにかく頑張っていたきたいというところでもあります。

2つ目の質問でございますけれども、具体的な提言を含めて、次の課題についてお尋ねをします。

地域風土と調和した生活・文化を育てるまちづくりの具体的な活動展開について、あと（2）のお尋ねは一括で御答弁をいただければよろしいので、ここで一応申し上げますが、その一つとして、現在、特定の地域で景観形成への取り組みが進められておりますが、これの推進において、その基本的な考え方や目的にどの程度の理解や賛同が得られているのか、これが一つでございます。

2つ目には、現今、我が町は観光戦略による地域の活性化を推進中で、特に注目すべき課題として、町内各地にあります教育文化にかかわる地域環境や歴史的文化的にかかわる地域環境について、それなりのふさわしい景観を維持させる環境整備を必要としていることがあります。この視点から、今後の建造物の計画や宅地の開発造成が予測される地域について、町並みや景観の保護を条例等で規制することはできないものですか。既にある程度のあるものがあるなら、それを具体的に地域指定をして進めるといふわけにはいきませんかというようなことでございます。

3つ目には、合い言葉、「掘り起こそう神河の誇れる歴史を」というのが長期総合計画の中にごございます。これについて、町の役割と住民の役割について述べておりますが、題目として上げてはありますが、いずれも町と住民の協働が必要です。担当部署として具体的にどのような活動を期待しておられるのか、そこら辺を具体的にお尋ねしたいというところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、地域風土と調和した生活・文化を育てるまちづくりの具体的な活動展開について、歴史や文化財を生かした地域づくりの取り組みについて私のほうから簡単に答弁をさせていただき、現状を含めた詳細について担当課長から説明させていただきます。

兵庫県景観形成条例の歴史的景観形成地区につきましては、平成21年度に兵庫県による調査が実施され、生野から姫路までの49キロメートルの銀の馬車道の沿線のうち、既に地区指定を受けております生野の口銀谷地区以外で、最も当時の面影が残されている地域という評価を中村区と粟賀町区の旧道沿いの地域が受けたことから、この取り組みが始まったものでございます。

まず、先ほど申し上げました中村区、粟賀町区につきましては、県指定に向け現在は県の中の審議に進んでいます。

次に、歴史的な文化財を観光に生かすまちづくりの一つとして、福本藩陣屋跡庭園について、兵庫県の地域の夢推進事業の採択を受け、昨年、ことしと2年間で700万円

を投げ改修を行い、文化財を活用した地域づくりに取り組んでいます。さらに、知事の意向もあり、国道312号の吉富区以北の田園景観が残っている地域で、沿道土地利用計画を立ててほしいとの県要望を受け、現在、関係区への協議を進めているところであります。

このように行政は、地域の資源を最大限に生かし、常に最新の情報を発信しながら地域と協働し、関係地域や個人、団体の自主的な活動について、行政としてできる限りのバックアップをさせていただくということ、そして、地域の人が自信を持ってPRできるということが来訪者に感動を与えていくものであると考えています。

なお、詳細につきまして地域振興課長から御説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 追加説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。

それでは、宮永議員の1番目の御質問、景観形成への取り組みに対しての基本的な考え方と賛同が得られているのかにつきましてお答えいたします。

議員御指摘の特定の地域というのは、中村、粟賀町の旧道を中心とする兵庫県景観形成条例の歴史的景観形成地区指定の件だと思います。

これにつきましては、町長が申しあげましたように、平成21年度に兵庫県による調査が実施されまして、生野以外で最も銀の馬車道の面影が残されている地域という評価を中村区と粟賀町区の旧道沿いの地域が受けまして、景観形成地区指定に向けた取り組みが始まったというものでございます。

これにつきましては、平成21年度から県職員を交えて、両区の役員様を対象とする説明会や両区住民説明会が繰り返し行われてきました。平成23年度には、地区指定に向けて前向きに検討していこうということで、両区役員様を中心に中村・粟賀町景観形成地区指定検討会が設置されまして、景観まちづくり計画案が策定されました。このように繰り返し実施された説明会によりまして、今年の6月29日と30日の両日、それぞれの区で大詰めの住民説明会が開催されました。この中では、指定に向けた大きな反対意見は出ず、合意されましたので、現在は県の中での審議に進んでおります。

景観地区に指定されることによりまして、町内外からの注目を集め、町並みを見に来られる方がふえることにつながり、それが地域の活性化につながっていくものであります。景観の維持と醸成につきましては、長い年月がかかるとは思いますが、地域住民の皆さんが誇れる地域づくりにつながっていくと考えます。

次に、2番目の景観の維持と町並みや景観の保護条例についてでございますが、今回の地区指定は、あくまでも兵庫県景観形成条例の対象地区としてされるものでありまして、指定するのは兵庫県であります。

地区指定されることにより、当該地域内では、家の増改築などを行う際には、高さ

か色とか規制もありますが、景観に配慮した改修内容に対しましては、一定の助成制度があります。

市町独自で景観形成条例を制定されているところもありますが、町の財政負担を伴う場合もありますし、新たな規制も伴います。

神河町の景観行政としては、まだ着手したところですので、中村区、粟賀町区の景観形成地域だけでなく、歴史的文化財の保存、復元等も含めた町の補助制度につきましては、財政面も含めて、もうしばらく動向を見定める必要があります。

歴史的な文化財を観光に生かすまちづくりの一つとして、福本藩陣屋跡庭園では、昨年とことし、地域の夢推進事業で700万円の改修を行いまして、一級品の文化財を多くの観光客に見てもらい、それを地域の人々が保存活用する中で地域づくりが進むものと思っております。また、県の景観形成室とまちづくり課から、昨年に、国道312号広域沿道土地利用計画策定について、知事の意向もあり、ぜひ312号の吉富区以北の田園景観が残っている地域で、沿道土地利用計画を立ててほしいとの要望がありました。町としましては、地元の下承が一番大事であるとして、11月に吉富区、杉区、大山区、猪篠区の区長様に集まっていただき、県から説明を受けて土地利用計画策定への取り組みを始めたものであります。

この計画は、国道の東西、各100メートル程度の土地利用を規制しようとするものでして、無秩序な建築物の立地を防止し、地域にとって必要な施設はできるだけ集落の近くに立地して田園風景を守ろうというものでありまして、森のエリアや田園エリア、集落エリア、歴史的な町のエリアを区分する中で、美しい自然や田園景観を守っていくというものであります。

この取り組みは始まったばかりでありまして、地域住民へのアンケートを実施しますので、その分析や計画の内容や規制内容等につきましては、ことしの10月以降に検討される予定であります。

議員御指摘の町並みや景観の保護を定め、また規制する条例につきましては、歴史的なエリアや地域につきましては、規制して守っていくことも大事だと認識していますが、そこに住まれている地域の皆様の同意を得ないとできないと考えています。町の一層の活性化のためには、企業誘致、商業の活性化や土地開発が非常に大事なことでありますので、今後、開発と保存につきましては、十分議論していく必要があると考えています。

3番目の御質問の町と住民の協働での活動ということにつきましては、町と住民とが協働で地域づくりに取り組むことは大事なことでありますが、地域づくりににつきましては、その地域によりましてさまざまな特色がございます。歴史や文化財を生かした地域づくり、おいしい農産物を生かした地域づくり、美しい自然景観やおいしい水を生かした地域づくり、高齢者の伝統芸能等を守り継承する地域づくり、子供たちの遊び場が多くあり地域住民がいつも見守る地域づくりなど、考えれば切りがないほど地域の特色を生かした地域づくりがあると思っております。

町と住民との協働につきましては、さまざまな思いのそれぞれの地域の皆様が取り組み、目指されている地域住民の皆様の自主的な取り組みを町が支援させていただくということではないでしょうか。既にいろいろな方面で実施されていることもあります。例えば平成18年度に実施された地域サロン事業では、地域のお宝探しを39の全集落で実施されました。この中では、地域資源や文化財の価値の見直しなどにもつながっていると思います。

御承知のとおり、咲くまちサロンでは、花部会、まち部会、食部会に分かれて活動していただきました。食部会は活動を休止しております、花部会はもみじに続く取り組みを検討中であります。まち部会は、古文書の整理保存、目録づくりや観光ガイドマップの歴史訪問シリーズの刊行等に尽力いただいております。地域の歴史を冊子にまとめられた集落も幾つかございます。また、「かみかわ百選」も完成し、販売もいたしております。

今回の中村区、粟賀町区での景観まちづくりの取り組みは、まさに住民の一人一人が周辺の景観に配慮し、街道を通る人たちへの見せ方について地域独自でルールづくりを行い、みんなでこれを守っていこうというものであります。

町長答弁にもありましたが、このように行政は、地域の資源を最大限に生かし、常に最新の情報を発信しながら地域と協働し、関係地域や個人、団体の自主的な活動について、行政としてできる限りのバックアップをさせていただくということ。そして、地域の人が自信を持ってPRできるということが来訪者に感動を与えていくものであると考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（6番 宮永 肇君） ありがとうございます。

説明としては十分に配慮された話でございますが、住民の方々がこの野村課長の答弁を聞いて、じゃあ、うちも頑張ろうという気になっていただけのんならいいんですが、ちょっとそういうところでもなさそうでございますんで、要は住民の役割といいながら、この住民の方たちにどのように力を発揮してもらって、このまちおこしをやるのか。ひとえに住民の皆様のをかりてやるんですよというふうな、まず姿勢を示すということが大事でして、こういうふうに決めたからこれでまちづくりはできてるんですというふうなことで終わらせると、地域サロン事業とか、そういう轍になってしまいますんで、かみかわ百選の制定のときにも、非常にいい試みということで私もちょっと参画させていただきましたが、大いに期待をしておったんですが、その後の広がりが全く期待できないというふうなところでございまして、山積み状態に今なっております。町外の方々にもできるだけそういうものを買っていただいて、神河町を知ってもらうための説明というふうなことでお話しするんですが、やはり紙に書いたものを配ったり手渡すだけでは、その人の心を動かすというところまでは行きませんようでした、あらゆる機会を見つけては、たくさんの人と交流、会話をやっぱり重ねていくということが必要なんだろ

うと思います。そのための仕組みとか仕掛けを住民の方々と一緒につくっていくということで、いわゆる交流なり、まちおこしなりというふうなものに近づくんではないかなというふうに思っておるんです。

いろいろとこういうまちおこしについて、いろんなところでいろんなことをやっておられるんで、我々と同じ条件のところ、また、我々よりもまだ開けていない山間部のところ、もっと町部のところというようなところで、機会があればあちらこちら見て回りまして、我々に足りないものは何だろうかというふうなことを考えながら見ていたり、感心するものは何とかそれをまねていこうというよりも、同じ姿勢をやっぱりとっていかんといかんというふうな反省があったりするもんでございますんで、現在の私の立場は、観光に関する一兵卒でございますんで、いろんなものを見てきたことをとにかく誰かに伝えていこうというふうなことで、観光協会でもよくお話をさせていただくんですけども、今のまちづくりとか、まちおこしとかいうことについて、非常に各地でも難しいと、よく進まないんですというふうなことで、この近くでは生野の町がそうでしたし、出石の町も伝建といいますか伝統的建物というふうなことで、大変な苦勞をされながらやっておられるということで聞くんですが、まず住民の方々の考え方が変わらないとできませんという話でございますして、町というものは、これは何百年と続くものです。現在住んでいる人たちの自由気ままに買えるものでもありませんし、自分の土地だからといってしまっておくわけにもいきませんし、町というものは厳然としてそこにあって、たまたま住んでる住民が時代によって変わっていきますけれども、町そのものはしっかりとその中に少しずつ太りながら、少しずつ深みを持たせながらということで進んでいくのが現在残っておるわけでございますから、今までの町の、いわゆるたどってきた道というものを知らないで、今後のまちづくりも当然できないでしょうというふうなことになるまして、アドバイザーで来られる先生なんかにはそういうお話をするんですが、どうもひとつ今じっくりこないような形でございまして、一定の方程式にこの神河町の町を当てはめて、ここはこうすべき、あそこはこうすべきやということでぶった切りにされてもこれもかないませんので、住民の方々に自分の住んでるおうちとか、町の来歴とかいうことを知ってもらって、この町の魅力は何によって醸し出されておるのかということもやっぱり知ってもらう必要があるんじゃないかなというふうなことがありますんで、そういう住民の方々の意識をやっぱりしっかり持ってもらおうというところが、住民の役割というものに当たるんじゃないかなというふうに思っております。

では、それに対して、町の役割はどうするのというふうなことになりますんで、こちら辺で何か妙案といいますか、町の立場として、やはりこういうことは町の人たちに知ってもらわんといかんやろうなというふうなことで意見を出してもらわんといかんわけでございますして、あくまでも現在この町に住んでるのは、仮に自分が住んでるんですけど。町はいつまでたっても変わらない、この土地は変わらない、しかし、人々が住み続けて

きてこの町があるんだと。ですから、まちづくりにしても、将来残るために自分の持ち物でありながら自分の持ち物でない、そういう考え方に立っていただかないと、なかなか町は変わらないというふうなところがいろいろございまして、随分前に山口県の白壁の町ということで柳井というところがありました、そこへ行きますとそういう話をされ取りました。それは非常に感慨深かったんですがね。自分の財産でありながら、自分の自由にできませんと。今まで私たちが、いわゆる受け継いできたものを将来に、また受け継いでいくために、今、手直しを必要とするなら手直しもしていただこうと、今、修正すべきところは修正してもらおうと、自分も協力できるが、町も市も、そういうところにいろいろ支援をしていただかないと、住民と一体となったまちづくりはできないんだというような話もされておりました。

そういうところもございまして、町の魅力を損なわないためのまちづくりというのをもしお考えなら、ちょっとお聞かせ願いたいんですが、よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。

中村、粟賀町地区に21年度から景観形成に取り組み始めましたが、やはり最初のうち、議員がおっしゃいましたように、自分らの家に対する規制がかかってきますので、屋根のプレハブづくりの家を建てないようにしましょうとか、色は白壁で茶色っぽい壁をつけてくださいとか、いろんな規制かかってきます。それにつきまして抵抗は大きくて、21年、22年、23年、3年間かかって、ようやく両区の役員レベルの方が、やっぱり自分らの町、地域のために頑張ろうという気になられたと。そして24年、25年と進んできたという状況でございます。

なかなか非常に難しいことでございます。それを、もう少し早くこういう取り組みを進めておればなくならず済んだであろう家も、現在では何軒かもう取り潰されて更地になってるというようなこともございます。更地になりましたら、もう町並みがそこで、ひさしが並んでるのが途切れてしまいますので、非常に町並みの景観が乱れるというところなんです。その辺も何とかもう少し早く取り組めなかったかなというような反省しておりますが、こういう取り組みを始めましたのも、我々が自主的に引っ張っていくべきでございましたが、御説明申し上げましたように、県から非常に優秀な景観であるのに残さないのという働きかけがあって、やっとそういうふう動き出したというところでございます。それ以来、県の地域再生大作戦に乗りまして、長谷地域での自立計画策定事業とか、大川原区での小規模集落事業とか、それは根宇野とか作畑・新田でも取り組んでいる事業でございます。

そういう県の事業も生かしながら、地域について、もう一度、地域の人に見直していただこうと、新しい村づくり、まちづくりに取り組んでいただく機会を、ぜひ行政としても機会を提供していきたいということで、情報発信する中で取り組んできていると。さらに企業連携ということで、岡野食品と一緒に地域の特産を生かした村おこしができ

ないかということも4集落でも取り組み始めております。その地域地域に応じました特性を生かした村づくりはぜひとも必要であると考えておまして、我々が持ってる情報はどんどん地域に提供いたしまして、地域からの情報を得て、ともによりよい地域づくりを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（6番 宮永 肇君） 我々の持てる情報を全て出してということで、与えられるべき特典も全て与えてということで、ちょっとくっつけてもらうとかして、要はまちづくりに協力してもらおうと何年かは税金も幾らかは考慮しましょうというぐらいのお考えを持たれて、要は自分の持ち物でありながら、公のために幾らか協力をして、自分の後を継ぐ者がいなくても、将来この町に住む人が、例えば家を、この町筋を維持してくれるんだらうというふうな期待から、ある程度、譲歩して、私の家を改造するなり潰すなり適当にやってくださいという話になるんだらうと思うんです。そういうことで、町並みの景観というものが保たれるんだらうと思うんですね。

それを現状のまま、自分たちのものでありながら、自分たちの好きなようにさせてほしいというようなことでいきますと、一部分だけ、ちょっと町並みをつくろう、マイナーチェンジみたいなことをやろうということで、昔、佐用町の平福で、家の前にたとえ3メートルでも5メートルでも白壁の塀をつくろうというふうなことで、あそこは大原の街道につながるところでございますんで、遠くから見ると白壁がずっと続いているような町に見えるからというふうなことで試された時期もございました。そのために1メートル当たり幾らかの補助を出しますから、家のつくりはどうあれ、ともかく道路面に白壁を何メートルかつくりましょうというようなことに取り組みされたということで、見に行くと、なるほど遠くから見ると、電信柱でも遠くから見ると一本に、たくさん数が同時に見えると同じで、それなりの町並みというのが、いわゆるほうふつとさせるような風景ができるというふうなこともありまして、手をかえ品をかえ、試みれることは全て試みるというふうなことで、そのまちづくりということをやっていたらどうかというふうに思うんです。

それと一つは、話はがらっと変わりますが、地域サロン事業でいろいろやった宝物が、あと現在継承されているのがどこのどなたかどうかいようなことは論じるところではございませんが、ある程度の情報としてまとめられたものがあるんですが、そういうものをまちおこしなり観光にもっともっと活用すべきではないかなというふうに思うんです。

そこら辺のことが、やっぱり一つの事業を創業する、始められたときから、その次、継がれた方、3代目で継がれた方というふうに、次々とかわってまいりますと、その目的なり初志なりというものもだんだん衰えてまいりますから、単なる仕事の1項目というだけでしか伝わってないというようなことがありまして、これがほんの数年の間にどんどん変わっていくということに実は全く驚いているようなことでございまして、現在、

越知川名水街道で春、夏、秋ということで、いろいろ地域の人が協力をして、それで町から人を呼んでくると。しかし、地元から来るのは少ないではないかなという話もこの前聞きました、それはどういうことなのかと。観光のためにやろうというんでなしに、本当にそこが自分たちの心のふるさとですよというふうなことが言えるような仕掛けなり仕組みなり、もしくは住民の方のおもてなしが、そういう訪ねてくる人の心を打つようなところになっておるのかなというのがやっぱり問題でございまして、どんどん地域サロン事業とか田空事業とかいうものの発展の上には、そういうふうなものが出てきて、町の形が変わる、町の空気が変わるというのが一つの大きな目的でございましたが、実は全て志半ばに終わりかかっているんで、もう一度やっぱりタイムスリップしてでも初志に戻ってやるべきではないかなというふうに思います。

例えば皆さん十分御承知でしょうが、柳田國男が紹介した遠野という町があります、岩手県にね。「遠野物語」というようなものを書かれて紹介されますと、都会の人がこぞってそういうところに自分たちの心の源郷を求めてやってくるというふうなことでございまして、じゃあ越知谷にも昔からある、いわゆる民話、ふるさと、民話のふるさとというふうなことでたくさんのお話が残されておって、それをちゃんと本にまとめた方もおられまして、ところどころがこういう場所ですよというようなことで指定される場所もあって、じゃあ、なぜそういうものを、いわゆる観光地の一つのエピソード、もしくは心の安らぎのポイントというふうな形で使っていくというようなことをしないんですかと。現に食べるのも、それだけではなしに、景観、それから空気、森林の緑、昔話の奥深さというふうなものが、やっぱり訪ねてきた人をいかに癒やすかというようなところをもっと研究をする必要があるのではないかなというようなことで、福崎では民話のふるさと、ふるさとの民話というふうなことで、わざわざ図書館事業として紙芝居で見せるとか、語って聞かせるとかいうふうなことにやっぱり多くの人に取り組んでやっておられます。

我々は環境として非常にいいものを持っているんですが、実はそこまで心がまだ至ってないんだと、心が弾んでないんだと、人を喜ばせようという気持ちになってないんだというふうなことがございまして、これは全部でそういうことを持っているところを皆、交換しながらやっぱり生かしていくべきではないかなと。ですから、位置づけが名水の里ということできたのが、民話と名水の里でも結構です。要は中播磨はおろか、兵庫県のいろんなところから、心のふるさととして訪ねてもらえるような、いわゆる町歩きができるように、自転車下りができるような、そういう広い空間というものを何とか皆さんの癒やしの里ということで提供しますというふうなところで持っていけないかなというふうに思うんです。

どんな機会でも使ってPRするというのが、実は我々の思いでございまして、町長も先日、交流メッセでごらんになられたと思いますが、赤田の虫送りと日吉神社のとんぼの、いわゆる写真を全部展示させてもらいました。特に赤田の虫送りについては、その

作業、実盛さんつくるとか、準備のところから加わって写真を撮って、ずっと将来それを伝えてもらうための写真として、行く行くは赤田の人に提供してはどうかというふうな提案のもとに、そういうことをやりまして、その一部始終の写真を展示しようということで、現在、観光交流センターに展示をしております。いうふうなことで、あらゆる機会を通じて、この神河町のPRをして、この中播磨全域の中で我が神河町が頑張らないと、この地域の発展とか、いわゆる観光とかいうものは始まらないんだというぐらいの考え方を町長のもとに全部で取り組むと、もっとおもしろい町になるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 町のにぎわいをさらに高める、イコール、私はやはり住み続ける条件をいかにつくっていくか、その一つの手段としては、本当に地域資源を生かしたまちづくり、そして、そこからの交流人口を高めていく、そして単に高めるだけでなく、来ていただく方がリピーターになっていただくということが非常に重要になってこようかと思えます。

宮永議員の今、発言いただきました内容も、その目的を達成するための施策の一つであろうというふうに思っております。一緒になって取り組んでいきたいなというふうに思っております。

今回の議会初日におきましても、神河町の観光戦略について少しお話もさせていただいたところでございます。観光といえば、本当にそれで地域活性化になるのか、住み続けられる条件が確立できるのかという多くの疑問の声もいただくところでございますけれども、現時点で世界大交流時代になっているというふうな中で、やはり観光という部分は非常に重要な施策であろうというふうに考えております。

3つの要素があると言われております。地域の魅力を高めていく、また人を引きつける、そして所得を得ると、経済的に長期的に安定をさせる、これが観光の3つの要素だというふうにも言われておりますので、特にその所得を得るということが、やはり住み続けられる条件ということになってこようかと思えますし、交流人口の増加から新たな雇用が発生するというのを進めていくためにも、やっぱりリピーターを確実にふやしていくというのが必要になってきます。

リピーターをふやすために何が必要なのかということです。やはり人を引きつけるためのそれぞれの地域のリーダーというものも必要になってこようかと思えます。そこには行政も当然そういったリーダーも必要になってまいります。まさしく机の上でいろいろと考えるのではなくって、地域に飛び出していくという、そういうことが非常に重要になってこようかと思えます。そういうことをこれから、また議員の皆様方とも一緒になって、また観光協会とも商工会とも、また農家の皆さんとも一緒になってまちづくりを進めていきたいというふうに思えますので、これからも貴重な意見交換をさせていただきたいというふうに思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） これでは教育文化に係る地域環境とか、それから歴史文化に係る地域環境、そういう視点から教育長のほうから答弁を願いたいと思います。

教育長。

○教育長（澤田 博行君） 教育委員会、澤田です。

今言われております観光振興等も大変重要です。教育委員会としましては、知ってもらい、見てもらう、そして学んでもらうというような視点から、歴史的なものを、また文化的なものをそれぞれお知らせできたらいいかなと思っております。

教育面におきましては、今言われておりました心のふるさとということをおっしゃったけれども、本当にふるさとのよさを知って、郷土を愛する子供たちを育てていかなければいけないと思っております。

今言われましたように、越知谷地域におきましては民話等もたくさん残っておりますし、すばらしい先人の方がおられて、今も活躍されておられますけれども、いろいろお話を聞いております。そういうようなお話も、やっぱり小学校なんかでも教えていただいて、また、時には劇にしたり、また教材にしたりするようなことも学校では取り組んでおります。今までもへき地教育研究会というところがあって、そのようなところを掘り出して、僻地のよさはどんなところか、地域のよさはどんなところがあるというようなことも研究してきました。発表もしてくれました。また、ほかのところでも社会教育の研究会等もあります。これは郷土学習というようなものもあるんですけども、そういうようなものでもまた研究発表会もあって、それぞれのよさをそれぞれ自分たちで地域を歩いて学んでいくという取り組みもやったこともあります。

それから、今ふるさとのことで福崎のところで紙芝居等も大きくつくったということもありましたけれども、今までにも言いましたように、播磨風土記1300年記念事業としまして、比延の神社のところに「がまんくらべ」というものもあります。ことし、大きな紙芝居と言っていましたけれども、大きな絵本になっておりますけれども、そういうものを、絵本をつくっておりますので、いろんなところで披露したりとかしながらして、地域の歴史なども知ってもらいたいなという、そんな取り組みも行っているところです。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（6番 宮永 肇君） 町長、さっきおっしゃった、要は行政のリーダーシップというのがやっぱり町を変える、これを一言ね、どこでお話ししようかなと思ひまして、町長、たまたまおっしゃったんで言えるんですが、どこの町に行ってもそうなんです。我が町は学校跡地とかいろいろ問題ございますけれども、職員の方が事務的に進めていくまちづくりというのは、やっぱり住民の思いを超えることができないんです。ということは、やっぱりその町のリーダーが、この町を、これだけ続けてきた町を、例えば100年続いた町なら、100年以上まだもたす責任が私にあるというぐらいの情熱を示していただいて、住民の方を説得していただきますと、やはり補償の金額とか、そうい

うことではなしに、思いが伝わると、町長の思いに私の思いを乗せて、将来の人に知ってもらおうというふうな、人間いうたら妙なもので、そういう気持ちになるんだそうです。ですから、人と人とがやっぱり心をぶっつけ合って、まちづくりをするというのが非常に大切なことだと思いますので、その後で話が決めれば、やはり有能な職員の方にいろいろと手続を進めてもらうのが肝心でして、人の気持ちをそこまで開くというんですか、同じ思いに至らせるというふうなところは、やっぱり一人一人、対面してお話をされて説かれると、将来のビジョンを説かれるということが大事なんではないかなというふうに思うんです。

町長は、これからまた選挙に出られて、当然、あとまちづくりを、これまでの課題というものを一つの形として残していこうとされるんだらうと私は思っておりますので、やはりそういう方面で、従来ではないやり方という、運び方というんですかね、そういうところで町の姿を変えろというふうなところをやっていたらいいと思うんです。

ちなみに申しますと、粟賀の町は、昔、粟賀の町というのがなぜできたかといいますと、福本藩がこの地にできまして、いわゆる行政の住居の区分を変えていくわけです。それで、いわゆる商工業者を集めたところを昔は町というふうに呼んでおりましたんで、粟賀の町に、粟賀の村に、道筋にそういう商工業者を集めて粟賀町村という名前をつけたんです。それが寛文4年の、いわゆる福本藩の領地目録に初めて名前が出てくるんですね。ですから、そこんところに限って商工業を盛んにしようというのが、実は今日まで続いているということですので、ただ、今日になってから目立つのが、どんどんどんどん更地が目立ってくるんで、何とかそれを食いとめたいという思いが皆さんにあるんですが、逼迫する経済状況とか、そういうものでやむを得ないというところがあるので、それを乗り越えるための勇気というものをやっぱり住民の人たちに示していただきたいなというふうに思います。

時間が余りありませんので、教育長にちょっと注文をつけときますけれども、先日、福崎町で交流メッセがありまして、そのときにたまたま講演会がありまして、そのところで風土記の話をちょっと聞いたんですが、後で教育長が挨拶を兼ねて、時間をかりて私の思いをちょっと述べさせてくれということで、今、風土記の話でまちおこしをやっぱり考えてるということで、風土記の中にはこの福崎町内の4つの地名が載ってますということで、そのうちの2つはハイキングを今度やりますから、ぜひとも皆さん寄ってくださいというようなPRをされておりました。その4つの地名についても、自分はこういうふうに理解しておるといふふうなことを皆さんの前で紹介されておりましたんで、ぜひともそういう前例もありますんで、倣って教育長もちょっと頑張っていたらいいなと思うんです。御答弁は要りませんので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました、どうも。

○議長（安部 重助君） 以上で宮永肇議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩をいたします。再開は15時10分といたします。

午後2時56分休憩

午後3時10分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、4番、松山陽子議員を指名いたします。

松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） 4番、松山です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1つ目につきましては、介護保険制度の改革についてお伺いしたいと思います。

8月22日の新聞記事によりますと、政府は、8月21日ですけれども、21日に社会保障改革の法整備や実施の時期を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定したとありました。その中で、介護保険についても大きな改革があり、要支援1、2とあるんですけれども、その1、2の方のサービスが介護保険から切り離されて、市町村事業に移されるという内容、それから、その後には特別養護老人ホームの利用は要介護3以上というふうな内容の記事も書かれました。そういった内容に不安を抱いておられる方も多いと思います。

そこで、このたびの介護保険改革の概要と、それに対する町としての対応策をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の御質問であります介護保険制度改革についてであります。

8月22日、23日の神戸新聞の記事に掲載されておりました社会保障改革の法整備や実施の時期を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定された中で、要支援1、2の認定を受けておられる被保険者について、サービスを介護保険対象から段階的に切り離し、保険者である市、町に移行されるようになるとされています。

社会保障制度改革国民会議では、7月29日に総論部分を議論し、高齢者に偏重していた社会保障政策を全世代対象に見直し、負担のあり方も年齢から経済力の有無を指標とする負担能力別とする新しい原則を打ち出され、さらに少子高齢化や経済成長の鈍化から国民負担の増大は不可能とも指摘し、高齢者に応分の負担を求めています。そして、8月21日の会議において、プログラム法案の骨子が閣議決定をされたわけでもあります。

平成26年度から29年度までに実施すべき政策を列挙し、高齢者や高所得者に負担増を求め、10月の臨時国会で法案を提出、法案成立後に分野別の法案を来年の通常国会から順次提出される予定です。

具体的には、介護保険法や健康保険法などの改正案は、平成26年から27年に国会

提出の見込みで、平成27年度において、介護の要支援1、2の人を段階的に自治体事業に移行をされる予定です。8月23日の新聞には特別養護老人ホーム入所基準を要介護3以上の人からとする方針が掲載されています。また、負担面においては、現在、一律1割負担となっている高齢者介護サービス利用の自己負担割合を、夫婦の年収が三百数十万円を超える世帯で2割に引き上げる方向で検討に入れ、これも改正法案を来年の通常国会に提出をし、平成26年度実施で検討される見込みです。単身世帯の年収については、250万円から300万円程度を基準検討される見込みです。

現在のところ、以上の内容につきまして情報として把握しておりますが、国及び県からの情報としては通知はいただいておりません。

町の対応策につきましては、平成27年度から段階的に移行される予定でありますので、国、県の情報をいち早く入手し、対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） ありがとうございます。

この質問につきましては、まだ新聞報道されて、それから具体的な案が出てないという時期ではありますので、時期尚早かなというふうには思ったのですが、27年度からもう実施ということになっております。ということは1年半しかあと期間がない。その中で、切り離された方々の受け皿はどうなるのかということが、本当に皆さん、利用される側もそうですけれども、受け入れるっていうか、今、介護事業所をしておられる事業所も、それからケアマネジャーも多分頭を悩ませているところだと思います。

今まで介護保険事業の改正、改正というものは、もうぎりぎり3月とかいう形で具体的に出されて、ばたばたのうちに次に出発するということが今までも繰り返されてきました。ただ、それは事務的なことが中心であったんですけども、今回は利用者の方の動きが全然変わってくるということになろうかなというふうに思いますので、具体的な県なり国なりの案が出るのを待っていては、まだ遅いんじゃないかなというふうに思います。

今現在もデイサービスもいろんな事業所が町内にもできておりますけれども、利用者の方が待っていただいているような状況であるというふうにも聞いております。それから、今後、南小田のほうで小規模多機能っていうんですか、デイサービスを中心にしたお泊まりもあるような施設と、それから高齢者住宅ですか、そういった施設もつくろうとされておられますけれども、そういったところが今から主要なサービスの中心という形になってこようかなというふうに思います。でも、それが準備ができてない状況の中、介護保険とは切り離して、要支援の方の行き先はどうなるのかというふうなところもありますので、十分な準備体制が必要ではないかなというふうに思います。

それと、今回の社会保険制度の改革の目的が、消費税がアップされる、それと同時に今まで高齢者の方につきましては、年金をたくさんもらっておられる方が一律の1割負

担でサービスが受けられてたというふうな、ある部分ありがたい制度ではあったんですけども、その負担がどんどんと借金に回っていったらとか、若い方への負担が大きくなっていくとか、そういったことについての解決策としての今回の改正ではあるというふうには聞いておるんですけども、その中の介護保険もそうですけれども、医療、それから年金、それから国民健康保険ですかね、そういったのがトータルの的に考えていけないものではあると思います。

それで、今、病院のほうで、ことしからですかね、保健医療福祉総合施策職員プロジェクト会議というふうな形で立ち上げられて、医療、福祉というところの連携が十分にされていないと、今から福祉施策がやっていけないというふうなことで立ち上げられたんだと思いますけれども、そういったところの連携ってというのが今から重要になってくるというふうに思います。

今回の案を出された国民会議の中でも、漏れ落ちのない医療、例えば入院されて、それから退院へつないでいく、それからサービスなり在宅医療、そういったところへつないでいくのに連携ができていないとだめであるというふうなことも言われました。そういったことから、今現在、プロジェクトチーム立ち上げられて、どういう目的でどういう方向に向かって進めるべきプロジェクトチームであるかということ、もう一度、説明していただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院医事課長兼総務課長（浅田 謙二君） 病院の浅田でございます。

この保健・医療・福祉の連携の事業につきましては、病院でやっているのではなくって町で実施をいたしております。ことしの町長の新年度の当初予算時において、町の重要施策であります、これからの少子高齢化におけます町の将来ビジョンのあり方、そういった中で、神河町には唯一、公立の自治体病院として公立神崎総合病院を有しておると。その病院を核として、各開業の医療所でございますとか社会福祉施設、そういったところとの連携を図りながら、また反面、町民の健康増進、そして国民健康保険上で生活疾病が大変県下でも高い、そういった健診の部門、また学校教育等でよく論じられております食育という問題、そういったところを総合的にどうやっていくかということを実は現在検討をさせていただいております、まだ入り口の段階でございます、教育とか福祉、こういったものにはやはり連携を図っていくことも重要でございますが、時間と予算がかかってくるというところで、各部署の違うそれぞれの職員が、現在そういった分野で町の将来にどうあるべきかということで、いろいろ現在検討をさせていただいておりますので、いましばらく時間をいただき、本会議のほうにおきましても、町の将来的な少子化を含めた対応策について御報告できるように現在その準備を進めておると、そういう段階でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し介護保険とあわせて社会保障制度改革に対する件ですが、

実は兵庫県のホームページのほうに、社会保障制度改革に対する意見、兵庫県としての意見ということで、8月26日付でそういった意見書がホームページのほうで見ることができます。そこには、ちょっと読み上げますので聞いていただきたいと思います、「社会保障制度改革国民会議において、全世代型の社会保障への転換や、年齢別から負担能力別に負担のあり方を切りかえるなどの方向性や、各分野の改革方策が報告書として取りまとめられ、その内容をもとに改革の手順と実施時期を示したプログラム法案の骨子が閣議決定されました。しかしながら、報告書には具体的な改革内容が十分に示されたとは言えず、以下の点について提言するとともに、今後の制度改革の具体化に向けた検討の中で、地方公共団体等との協議の場を設けるなど、十分な理解と納得を得た上で実施することを求める。」というふうに記載されております。

今回、松山議員の質問にあります介護保険制度改革の部分についてのみ、兵庫県の考え方というところを読み上げたいと思いますが、3点ございまして、「その一つとして、介護保険料の低所得者対策についてということで、1号被保険者の保険料負担軽減のための財政調整制度を国の制度として設置すること。2つ目として、軽度者に対する給付について、要支援者に対する介護予防給付について、新たな地域包括推進事業、これはもう仮の名前ですが、その移行に当たっては、市町村における適切な事業規模を確保するのに十分な財源措置を行うこと。3つ目として、地域包括ケアシステムについてですが、介護保険制度の運営を担う地方公共団体が、地域包括ケアシステムの構築に取り組めるよう、その全体像を早急に明らかにするとともに、在宅での生活を可能とする24時間定期巡回、随時対応サービス等の推進策を次期計画改定の際に示すこと。」このような内容で考え方を記載されているところであります。こういうことで、兵庫県も示しておられるので、国に対しても同様の行動がとられていくものというふうに思っているところであります。

以上、補足説明をさせていただきました。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） ありがとうございます。

今から施策の動きっていうの、十分にアンテナを上げていただきたいのですけれども、その準備期間がある、ないというところ辺りもありますので、十分に今現在の介護保険制度で利用しておられる方、また、今から利用されるであろう方が幾らかの法の改正がある中で、今のサービスを諦めないといけないのか、それとも受け皿を違う形でもって対応できるのか、もしくはもっと在宅での福祉、介護っていう部分をもっと担ってもらわないといけなくなるのか、そういったところがどういう形になるのかっていうことが重要になるかなというふうに思います。

介護保険の利用、重度化の方のほうに絞るというふうな形で、あとは家族なり地域なり、また違う形で担って、その方をケアしていくというふうな形のものだと思うんですが、やはり体の不自由な方にとっては行き場をなくす、または介護していただける方を

どう確保するかっていうのが一番大事なところかと思しますので、そのところ、今の状態で、今のサービス状況が十分なのかどうかっていうのを今のうちから検討していただいて、十分な準備にかかっていたいただきたいというふうに思います。

それと、地域包括ケアシステムというものも必要であるというふうに書かれております。今、健康福祉課のほうでは地域包括支援センター、そういう形で保健師さん中心に、ひとり暮らしの方なり介護が必要な方なりの相談業務等を中心にやっておられます。要望にも対応しておられますけれども、そういったことと、今から立ち上げる必要があるという地域包括ケアシステムですかね、そういったところの関係ですか、そういったものもちょっと今から明確に方向性を出していく必要があろうかなと思いますけれども、この件について何か御意見ありましたら。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。

先ほど松山議員の質問の内容等について、本当に最近の情報としまして、県のほうがアンケート調査を実施をいたしております。そして、例えば要支援1、2については、現在、神河町の状況で申し上げますと、この8月決定分におきましたら、要支援1、2の方について480万、一月いうことは約500万としましたら、年間で6,000万の費用が要するところがございます。そういったところについて、県のほうも、要するに一般財源で対応するのか、一部財源の対応するのか、または一部、被保険者の負担増で対応するのか、そういったところのアンケート等が参っておりまして、その点についても健康福祉課の中で今現在、協議をしております。

回答としては、今のところ、まだ未定ということでは、回答は県のほうには出しておるわけですが、このことについて未定のままではいけないというところで、健康福祉課の内部で今その件についても昨日も協議をしたところがございます。したがって、このことについて早急に町としてどういった方向で進めていくのかということについても、いろんな情報を入手しながら、より早く対応ができる状況に進めていきたいなという思いであります。

それと、今言われておりました地域包括のケアシステムにつきましても、今、いわゆるNPO法人というところにもそういったかじが行くのかなというところにも我々のほうとしても見ておるわけではございますが、その点についても、今後そういった事業所等との協議っていうものも必要になってくるのかなというふうにも思ったりもしております。

そういったところで、この問題につきましても、かなりの多くの問題を抱えておりますので、その問題につきましても、まず、この26年度に法改正がなされるということにつきましても、当然、もうこの閣議決定をされておりますので、恐らくそういう方向には進むであろうというところは思っておるわけではございますが、ただ、今、町長が申し上げましたように、県のほうとしての要望というものも出ております。これが兵庫県だ

けじゃなしに、恐らく全国の知事等からもそういった要望等が上がってくるのではないかなという思いもいたしております。が、しかしながら、基本的な考え方っていうものは、恐らく変わらないのかなという思いもいたしております。

そういったところで、町長も申しあげましたように、いち早く情報の収集ということに努めてまいりまして、そしてこのことをあと3カ月後にこういう形になりますというような形ではなしに、できるだけ早い段階で方向性というものも町としては考えていかなければいけないなというように思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） ありがとうございます。

できるだけ早い情報収集ということで、それが一番望むところです。

もう一つは、医療の関係も、医療現場、入院された方が在宅医療なり在宅介護っていうふうな流れの中に進んでいかれるんですけども、その方の不安、家族の不安、御本人の不安というのを解消するに当たって、病院のほうも大きな役割があろうかなというふうに思います。

施設入所が要介護3というふうなところ辺に線引きをされるということになると、重度の方、重度とまではいかないけれども家族の介護が十分に受けにくい方で、1、2という方で病気も持ちながらというふうな方の行き先っていうのがやはり大きな問題にもなろうかというふうに思います。その件につきましては、やはり病院も健康福祉課も一緒になって考えていっていただかないといけないことだとは思いますが、それについて何か方向、こういったことが考えられるのではないかなっていうふうなものがありましたら、ちょっとお話ししていただきたいと思うんですけど。

○議長（安部 重助君） 病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。

これからの流れは、松山議員おっしゃったとおりでございます。今回の閣議決定を待たずに、これからの医療、介護につきましては、やはりもう一体的にやっていく、切れ目のない仕組みをつくっていくしかないというのは当然考えられることではございました。今回の閣議決定の中で、そういう部分がしっかりとうたわれてるという状況でございます。

病院におきまして、これまでは病院完結型の医療から地域完結型に移行するというところでございます。地域完結型というのは、医療の面でいいましたら、やはり訪問診療とか、そういう役割を求められていく時代であるというふうに思っています。

医療から在宅までの切れ目のない、そういう包括ケアシステムが求められていくというふうに思っております。それは今おっしゃったとおり、病院だけでなく、やはり健康福祉課、町全体として今後方向づけをしていかなければならない。特に病院がある町としては、やはり病院のない町に比べて充実した対策を講じていく必要があるというふうに思っております。健康・医療・福祉のプロジェクトもございますので、そちらと

も病院も連携をしながら、国のほうでいろんな政策が具体化したときには、一定のこちらから課題がもうわかっているような状況で、できるだけ早い段階で、内部でそういう議論を進めていく必要があるかなというふうに思っております。

病院のことで申し上げますと、病院の移転新築なのか、北館改築なのかという課題も抱えておりますので、こういう流れのことも十分に視野に入れた、そういう改築にしましても、新築にしましても施設整備を考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） ありがとうございます。

我が神河町につきましては、公立病院がありますし、施設もありますので、改正がされても十分な体制で皆さんの介護ができると、フォローができるというふうな形であるということで、町民の方に安心していただきたいというふうに思います。それを信じて待っていただきたいと思います。

それでは、その次の質問に移らさせていただきます。

2番目につきましては、介護サービス事業の人材確保についての質問です。

介護サービス事業の人材確保については、今もほとんどの事業所や施設が苦慮している状況です。町内に介護関係施設や訪問介護事業所などが幾つかありますけれども、そのほか小規模多機能施設が必要だというふうな形で、今度、南小田小学校のほうで立ち上がるというふうな方向ですけれども、そこに従事する人がいなければ対象者の受け入れはできません。このままでは、介護や支援が必要となる高齢者がふえ続けるであろう神河町の将来は不安要素がいっぱいです。

このことは以前にも質問し、町長は、就労しやすい環境づくりは事業所に、また処遇改善については県や国に働きかけていきたいと言っておられましたが、状況は余り変わっていないように思います。県や国の対策を待つのではなく、多くの若者や中年層の人が神河町で介護、看護関係職員として働き、安心して家族を持ち定住してくれる、また、移り住んでくれるような、そういったことのために、ほかの市町にない魅力ある施策を町独自で考えるべきときが来ているのではないかと思います。このことにつきまして、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 2つ目の御質問にあります介護サービス事業所の人材確保については、平成23年6月議会の答弁でも申し上げましたとおりであります。勤務形態や給料などの待遇面について、それぞれの事業所努力により長期就業も可能になると考えてはおります。

一方、町内事業所において多少その差はありますが、介護職、看護職において退職等での補充をする場合に早速というところ応募者がいないというのは、事業所に照会しましたところ共通する回答であったことは既に回答もさせていただいたとおりであります。

介護人材の不足というものについては、高齢者福祉施策の中で常に課題として上げられています。介護従事者の賃金等の処遇が他の業種と比較して低いことが人材確保の難しさに結びついていると指摘もされています。

議員の言われる若者、中年層の人が町内の介護施設で働き、定住、移住していただくこと、このことは人口減少対策の一端を担っていることは承知をしているところではございます。また、構造的な課題について、国、県レベルの解決が必要であり、それらのことも踏まえ、既に町村会から県への要望も行っております。今後は、国会議員の要望会等の機会を捉えながら、引き続き要望してまいりたいと考えています。

繰り返しになりますが、町としましても介護サービス事業所の人材確保について、利用者や介護従事者に対する理解を深めて、待遇の改善、有資格者の就労しやすい環境づくりを行い、就労を促していく必要があると考えてもいるところでございます。

そのほか、介護職員の処遇改善という点ではございますが、松山議員も御承知かと思いますが、厚生労働省のほうにおきまして、平成24年から26年の3カ年間にわたって、介護関係労働者の処遇改善というふうなことで、改善に向けての補助金といいますか、そういう制度がとられてきたところでございます。その制度は、その介護に従事するその労働者に直接支援するという、そういった制度ではなく、その介護施設に対して、そこで働く職員の処遇改善に充てなさいよという事業ではございますが、結果として、なかなか直接的な改善に結びついていないというのが現状のようでございます。

新聞報道によれば、一定の処遇改善もなされたところもあるけども、内部留保というふうな形で、結果として、そんな実態が出てきているというふうに新聞報道もされています。そういうことも、現在、厚生労働省も状況はしっかりと把握しているようでございまして、26年度以降、現制度がなくなって以降も、その労働力確保に向けた取り組みというものの必要性は打ち出しているということでございます。

町において、どれだけ具体的な取り組みができるかということでもあります。それこそ国の制度が、いわゆる労働者一人一人が対象という制度にはなかなかかなりにくいというものがあるんだと思います。結果、施設への補助金、交付金、助成、そういうことでは制度化としてしやすいのかもしれませんが、町にとっても、町が仮にするにしても、そこで働く方々、一人一人に対する支援ということを考えると、なかなかこれ難しいものがあるのではないかなと、現時点では思っているところであります。しかしながら、1番目の質問にもございましたけども、今回の法改正では、要支援1、2の方については、特別養護老人ホームは利用できないというふうな政策が打ち出されているところでございますが、実態として私も聞きますと、1、2の対象者も当然利用できるということですが、待機されている方が余りにも多く、そうなりますと要介護度の非常に緊急度の要する方から利用されていくということで、結果として1、2の要介護の方が利用できないという実態ですので、まだまだ施設が足りないということでもありますし、と同時に、そこで従事する労働力も確保なかなか厳しいという状況であります。その原資を導

くために、消費税の増税とか、そういうこともあろうかと思えますけども、要は少子高齢、人口減少、それに対する対策をしっかりと打っていかねばいけないということでしょうし、もう何といても生産年齢人口が減少していくということですから、やはり現役世代がしっかりと経済的にも安定ができて、将来展望ができるような、やはり社会の仕組みを国自体も真剣に取り組んでいただかなければ、なかなか根本解決ができないのかなと、こんなことも思うところであります。

そんな中で、神河町として何ができるのかということにつきましては、少子化対策とあわせて、これから一緒になって考えていくべき課題と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） ありがとうございます。

処遇改善の交付金というのが介護保険事業所の介護職だけに対しての交付金でしたので、あとの事業種いろいろありますけれども、看護師とか、ケアマネとか、事務職員、そういった人には到底……（聴取不能）というんですかね、そういった担当の方には当たらないものであるという中身でしたので、何か偏った形で交付されてるものでありますし、十分な金額ではなかったかと思えます。

それで、今、福祉系の大学におきましても、だんだんと福祉というものが魅力ない学科というふうな形で、学生がどんどん減ってきているというふうに聞きました。そして、例えば介護ではなくって社会福祉士という職種があるんですけども、その社会福祉士というのはもう国家試験を最終的には受けるというものなんですけども、社会福祉の事業所なり、それから病院なり、それから役場でいったら健康福祉課内での相談業務とか、そういったことに携わる職種ではあるんですけども、その職種でさえ、たとえ資格を持ったとしても、その中の40%しか、そういった現場についておられないというふうな状況だそうです。特に高齢者施設に対しては、もうずっと人手不足状況が続いているというふうな中ですが、あえてもうそこへは職の場というふうには望まない。それは、しんどい、それから夜勤がある、それとそれに伴うだけの給料がもらえないということで、やはり学生としても敬遠してしまうというふうな状況ですので、若者が介護、福祉、そういったことに魅力を持ってもらうというきっかけづくりというのは大きな、今からも大変なことではないかなとは思えます。

小学校とか中学校とか、福祉教育ということで福祉現場へ体験で入ってこられて、そのときにははすごく気持ちとしても喜んでもらったとか、有意義な仕事であるというふうな形では勉強して、次の高校、大学というふうな進路に進む段階に至ったら、やはりその現状というのを知らされるというふうなことで、あえてそういった福祉系、介護というふうなところはもう選ばないというふうなことになってきてるということですし、実際、福祉の現場について、特に女性、男性という区分けをしてはいけないんですけども、男性の場合は、やはり結婚して家庭を持つということについてのすごい、やっぱし

一番大事なところでの部分が介護の施設で働いているには踏み切れない金額であると、給料であるということで、なかなか結婚に踏み切れない。もしくはその現場から離れて、一般企業のもう少し給料のいいところ、もう少し働きやすいところっていうふうなところへ流されていくというふうな現状がずっとあるようです。ですから、今現在、福祉に携わってくださってる職員の方については、それを犠牲にしても、やはりこの仕事をというふうな形で選んでくださってる、本当にありがたい方たちで、半分ボランティア精神でもって頑張ってくれている方で成り立ってる状況ではないかなと思いますので、ぜひともその人たちの生活の安定とか、それからこの神河町の今から高齢者を支えるべき、そういった福祉に携わる人たちを確保するという意味からして、やはり国とか県とかいう施策を待っていると、ほかの町も一律です、その施策については。ですけど、町単独で一步前に進んで、神河町へ来るとやっぱり自分の働く気持ちが湧くというふうな介護施設なり事業所であるというところで、そういった若い人たちを迎え入れられるような体制をつくっておく必要があるのではないかなというふうに思います。

それは財政的に大変かもしれませんが、例えばですが、看護師の確保のために、病院のほうでは修学資金ですかね、修学資金の制度というのが立ち上げられました。神河町、その介護職につきましても、高校から専門学校というか、高校にも福祉系のものありますし、専門学校もその上にもありますから、町内でそういったところを目指そうとする方についても、そういった修学資金制度というものを考えるのも一つではないかなというふうに思います。

それとか、町長が言われました少子化対策の一つで、若者が神河町に住んでもらうということの一つとして、安い住宅のアパートなり、それから古民家ですか、そういったところを安い家賃で住んでいただくというふうなもの一つかもしれません。または、極端に言いましたら、神河町で町民の方で福祉系の仕事をしてくださる方、また町外からこっちへ移り住んでくださる方については、住宅手当を何年間かけましょうとか、そういった形も、お金はかかるかもしれませんが、そういった何かの形で神河町に住むことを選んでくださる方を魅力ある町であるよということを発信するような施策を考えていっていただきたいな、この機会にというふうに思います。でないと、本当に施設はあっても、そのニーズはあっても、支えてくださる方はどんどんどんどんいなくなっておりますので、それは本当に何かの形で選んでもらえる町という形の単独事業を私は考えていただきたいと思いますけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 修学資金制度という御意見もいただいたところでございます。看護師を確保するためのそういった制度もございますので、御意見として、これ少し受けとめさせていただいて研究はしてみたいなというふうには思った次第であります。

あと、やっぱり介護職イコール賃金が安い、給料が安い、働く時間が長い、かなりのボランティア精神が必要だという、そういう話でございますけども、この職種は給料が

安い、実態に合わないということになってくれば、国で定めています、いわゆる最低賃金制度というものがございしますので、やはりそこから見直しをかけていかないとだめなのではないかなと。

一方で、最低賃金制度が決められていて、でも、それは安いので町としてその給料に助成をするんだというふうな形を考えたときに、じゃあ、この職種はどうなんだ、ここも安いんですよというふうになってくると、何を基準にしたらよいのかということになってきますので、やはり行政としては、そういう独自の施策を取り組む上においては、もう少し慎重な調査が必要ではないかなというふうに思っております。

ただ、実態としてよく言われているのが、非常にきつい仕事だということでもあります。どんどん高齢者はふえていく、施設に入居したい、待機されている方もたくさんいらっしゃる、これは高齢化がどんどん進んで、その対象者がふえているということですし、一方で現役世代がどんどん減ってきているという状況の中で、労働力も減ってきているということであろうとも思います。そこをやはり生産年齢人口を一気に、1年、2年でふやすということにはなりません、少し長期的な視点に立って、生産年齢人口をふやしていきながら、そして、そこに職の確保、働く場の確保という中での、いわゆる福祉政策としての、この事業所の特別養護老人ホームをもっとふやしていくという、そういった企業と、また働く側のバランスというものが今後もっともっと必要になってくるかなというふうに思います。要は、しっかりと働けて、給料がもらえて、将来設計が立てられる、そういう状況が生まれれば、税収もしっかりと確保ができてくるわけございまして、安定的な税収確保の上に、いろいろな政策展開ができるのであろうというふうに思うところでございます。

そういう意味において、神河町としても少子化対策をしっかりとやっていきながら、またいろいろな施策も展開し、経済的な不安の解消ということも進めていかなければいけない、当然、介護施設の必要性というものは、これはもう十分私も認識しているところでありまして、介護施設ということではありませんが、学校跡地を利用した高齢者専用の住宅、こういったことも今進めてきているところであります。これからは、やはりサービス産業といいますか、人と人が接する中での新たな産業というものが絶対に必要になってくるというふうに私も思っていますので、国にも働きかけていきながら、独自の取り組みもまた探っていきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） 済みません。その独自の分で、ちょっと私ももう一つ言い忘れました。これも可能かどうかは福祉施設との大きな調整になろうかと思うんですが、やはり、例えば行政職でしたら給与表っていうのは、もう人勧がいろんなところでちっと決まったものがあります。でも、介護職になり、一般企業もそうなんですけども、給料っていうのは、もう本当、それぞれの事業所単位で決めておられる中身でありますから、今までは余りそろえなかったものだと思います。

ですけれども、同じ仕事、同じ町内で介護の仕事、それからそういった介護保険に携わる、また、そういった方の給料っていうのが、本当にその事業所、事業所でまちまちで、それで少しよければあそこの事業所は給料がいいって言われて、そこへ人が流れていく。でも、入ってみたら、やはり何か自分に合わないから、またどこかへ流れていくっていうふうなことで、何か人の出入りが多い一つの原因としてもあるんじゃないかなと思いますので、私は基準になるような給料表の体系を検討していただいたらどうかなと思います。町外に本部を持っておられる事業所は、そこの運営の仕方があって、また難しいところはあろうかと思いますが、神河町だけに事業所を持っておられる施設の方にとっては、そういったものが一応基本になる給与表っていうものがあると、その運営の状況によって、私は今回は、ことしは、十分に利用者にも満足していただき、報酬も十分にもらえたから、プラスこんだけの部分っていうふうなこと考えられますし、また、本当に運営が厳しければ、ことしはちょっと我慢してくれても、来年はというふうな形で、職員も納得した形で仕事に携わっていただけますし、施設の運営側も、ある部分そういったものがあると助かるというふうな声も聞いております。

町内のある施設では、何か利用者っていうんですか、の人数によって、歩合制で給料が1カ月ごとに上がり下がりしてるとか、そういったことがあるようにも聞きました。そうなると、例えばショートなり入所しておられる方が病院に入院された、すぐに後、もうほかの方をその部屋に入らせていただいて、退院後にはもう帰るところがないというか、そういったことであったりとか、そういったところに、歩合制っていうところに走ってしまって、利用者本位ではなく事業所本位の形での対応がちょっとそちらのほうに傾いていってるというふうなこともあるようにも聞きます。

ですから、それは事業所のそれぞれの皆さんの協力体制がなければできないことではあるんですけれども、施設長なり、そういった方で職員の処遇、それから職場の改善、いろんな形での情報を提供し合う会議っていうんですかね、そういったものを一昨年ですかね、一度開かれたようには思いますけれども、そういった会議なりを開いていただくような中で、そういったことの給与についての改善なりを考えることはできないかなっていうふうな形で提案していただくというのも一つではないかなと思いますので、それにつきましても、また検討の中に入れていただけたらどうかなというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 介護職の処遇改善ということでございますが、先ほど私申し上げましたように、そういった処遇、給与面でいいますと、最低賃金が定められているわけでございます。当然、最低賃金を下回っておれば、これはもうしっかりと違反でありますから罰則があるわけでございます。そこを一つのたてりとして、やはり事業所も雇用をすべきであるというふうに思っているところであります。もし、それが下回っているということになれば、これはまた労働基準監督署なり、そういったところに指導に入っ

ていただくという方法はあろうかというふうに思うわけであります。

労働条件といいますか、そういう関係については、それぞれの事業所で労働契約なりを交わされているというふうに思うわけでございます。その契約に基づいた日ごろの勤務形態であるのかどうか、そういうところをぜひ働く方々も見ていただきながら、どう見ても、これは契約と違うではないかということになれば、これもまた国の関係機関に協議を、相談をするという機会も当然保証されているところでありますので、まずは、そういったところから取り組んでいただきたいなというふうに思うわけでございます。

この施設に、行政として何らかの資金提供をしながら、共同経営とか、そういうことになってきますと、経営者の一つとして、意見具申は十分できようかと思いますが、全くそういう関係のない民間の施設に対して、行政のほうから、給与であるとか、勤務形態であるとかと、そういうところを指導していくということは、少しそういう立場にないというふうに私は判断をしているところであります。

働く方々が、今どういう状況なんだということを、実態を聞くことはできても、じゃあ、それを行政がどうこうということには、なかなかそこまで一步踏み込むという状況といいますか、そういう立場にないというふうに私は今判断をするところでございます。ただ、処遇改善については、厚生労働省もそういう認識は持っているということですから、その労働力確保に向けて、これは町村会としても要望をしているところでありますので、根本的な政策の点について強く要望をしてみたいと思います。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） ありがとうございます。

県とか国への要望につきましては、先ほど町長が言われました兵庫県が出されている意見書、その中に同じものを、資料を持っているんですけど、その中には、残念かな、介護保険の関係については、処遇改善どうこうというものが載ってありませんでした。ですから、やはりその部分についても、強く押して行っていただきたいというふうに思います。

それと、各施設の働き方なり、最低賃金どうこうというものにつきましては、例えば時間給幾らという、その部分については、法に触れるような賃金ではないんです。もっといい形でのものはもらっておられるのではないかなとは思いますが、正規職員、そういった正規職員の方なりの勤務状況に合うだけの給料体制なのかなっていうところ辺がありますので、そういうところにつきましては、行政がどうこう言えるものではないということなんですけど、神河町の高齢者を支えてもらう施設というところ辺を、やっぱり後ろからバックアップして行っていただきたいということがありますので、できるだけいい施設であってほしいというところからして、いろんな情報提供なり、いろんな意見なりを出して行っていただきたいなというふうに思います。

それと、行政とか県は、法人の監査指導で施設に入られますので、そのときに勤務体勢なり職員の人数なり、そういったところ辺が見ようと思えば見れるのではないかなと

いうふうに思いますし、やめる人がたくさんあって、交代、どういうんですか、職員の十分に長い期間、勤めてもらっていない職場っていうのは、やっぱり何か原因ではないかというふうに思いますので、そういったところにも目を光らせていただくというのも、働きやすい場をつくっていくというものについての一つの手だてではないかなというふうに思いますので、いろんな方面から介護職についての手だてなり、バックアップなりを今からいろんな形で探っていっていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 繰り返しになりますが、そこで事業所で働く方々の処遇改善、給与も含めて、行政でバックアップをしていくと、直接的にバックアップをするということには、今の状況で私は困難であるというふうに思っています。しかしながら、事業所と行政が連携をとって、老人介護、そういった事業に取り組んでいくということは可能であろうというふうに思っているところであります。

また、監査の中で指導をしていくという、それも可能であろうと思うわけですが、しかしながら、監査も全てにおいて監査をする内容になってるかといいますと、まだ、そうではないとも私思っているところであります。何が言いたいかといいますと、しっかりと行政として、できるところは行政の役割を果たしていかないけないということをお願いしておきたいと思っております。そして、制度、政策的な問題があるのであれば、これは県、国に対しての要望として行動を起こしていくということになってこようかと思っております。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） 町長の立場は、そういう答弁になろうかと思っております。お金とか手当てとかとなると、ほかの方とのバランスとか、いろいろな問題もあろうかと思っております。ただ、本当に担い手がなくなったらどうするのかということを実際に考えていただいて、何かの形で神河町に来ていただく、また携わっていただくということに全力で知恵を出し合って考えていっていただきたいと思っております。

以上、私のほうからの質問でした。終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で松山陽子議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日は、これで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、9月19日午前9時再開といたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後4時08分延会